

令和6年（2024年）10月25日時点

（仮称）熊本市こども計画2025
素案（たたき台）

令和7年（2025年）〇月

熊本市

■計画総論

1		
2		
3	第1章 はじめに	8
4	1 策定の背景及び趣旨	9
5	2 計画の位置づけ・他計画との関係	9
6	3 計画の対象	9
7	4 計画期間	10
8		
9	第2章 こどもや若者、子育て当事者を取り巻く状況	11
10	1 少子化の進行	11
11	2 現状と課題	14
12		
13	第3章 計画の基本的な考え方	30
14	1 めざす姿	30
15	2 こども施策の基本的な考え方	31
16		
17	第4章 こども施策の展開	32
18	1 施策体系	32
19	2 成果指標	34
20	3 施策	35
21	4 計画期間中の重点取組	35
22		
23	第5章 こども・子育て支援事業計画	38
24	1 こども・子育て支援事業計画とは	38
25	2 対象事業	38
26	3 提供区域の設定	39
27	4 量の見込み・確保の内容の設定	39
28	5 事業の実施・見直し	39
29		
30	第6章 計画の推進について	40

■計画各論

《こども施策》

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援 42

基本方針1 こどものいのちと権利を守る取組 42

- 1 こどもの悩みへの対応
- 2 こどもの権利の教育・啓発
- 3 いのちを大切にする教育
- 4 こどもの意見表明

基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援 46

- 1 結婚を希望する方への支援
- 2 仕事と家庭の両立支援

基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援 48

- 1 妊娠・不妊治療等に関する支援
- 2 母子の健康保持・増進

基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実 51

- 1 待機児童の解消、保留児童対策
- 2 保育サービスの充実
- 3 保育所等の適切な運営推進
- 4 児童育成クラブ運営の充実

基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減 54

- 1 子育て世代への経済的負担の軽減

基本方針6 地域主体の子育て支援 56

- 1 子育て支援拠点における子育て支援
- 2 地域との連携による子育て支援

1 施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援基本方針・・・・・・・・・・59

3 基本方針1 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援・・・・・・・・59

- 1 児童虐待防止対策の強化
- 2 ヤングケアラーへの支援
- 3 社会的養護を必要とするこども・若者支援
- 4 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実
- 5 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援
- 6 課題を抱えるこどもの孤立防止
- 7 在住外国人のこどもの支援

12 基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進・・・・・・・・・・66

- 1 ひとり親家庭への就業支援
- 2 ひとり親家庭への経済的支援
- 3 ひとり親家庭への子育て・生活支援
- 4 ひとり親家庭への学習支援
- 5 ひとり親家庭が安心して生活するための支援

20 基本方針3 こどもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・70

- 1 こどもの学力向上と生きる力を育む支援
- 2 支援が必要な家庭を支える体制づくり

25 施策3 こどもを主体とした教育の推進・・・・・・・・・・72

27 基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進・・・・・・・・・・72

- 1 質の高い教育の推進

30 基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進・・・・・・・・・・74

- 1 特別支援教育の推進
- 2 いじめや不登校の未然防止
- 3 体罰・暴言等の根絶

35 基本方針3 最適な教育環境の整備・・・・・・・・・・77

- 1 地域や家庭と連携した教育環境の整備
- 2 教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化
- 3 学校のバリアフリー化・デジタル化

1 **基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり** 80

2 1 多様な学びや体験機会の提供

5 **施策4 まちを支える人材の確保・育成** 82

7 **基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備** 82

8 1 多様な働き方ができる労働環境の整備

9 2 高度な技術等を有した人材のマッチング

11 **基本方針2 人材の定着と移住の促進** 84

12 1 人材の定着促進

13 2 移住促進

16 **施策5 こども・子育て視点での環境整備** 87

18 **基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備** 87

19 1 安全・安心で快適な環境整備

20 2 こども・子育てイベント等の開催

21 3 こども・若者の居場所づくり

23 **基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備** 91

24 1 地域防犯対策

25 2 防災教育

26 3 交通安全対策

27 4 感染症対策

28 5 医療提供体制の充実

《ライフステージ別の主な施策》

(1) こども・若者向け施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

■ライフステージを通した支援

■乳幼児期（～就学前）

■学童期（小学生）

■思春期（中学生～概ね18歳）

■青年期（概ね18歳～概ね30歳未満 ※40歳未満含む場合あり）

(2) 子育て当事者向け施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・99

■ライフステージを通した支援

■妊娠・出産期

■乳幼児期（～就学前）

■学童期（小学生）

■思春期（中学生～概ね18歳）

■青年期（概ね18歳～概ね30歳未満 ※40歳未満含む場合あり）

■資料

《前計画の振り返り》

1 前計画期間の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

2 前計画の検証結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

■ 計画総論

第1章 はじめに

1 策定の背景及び趣旨

熊本市では、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく行動計画として、平成27年（2015年）に「熊本市子ども輝き未来プラン2015」を、令和2年（2020年）には「熊本市子ども輝き未来プラン2020」を策定し、「子どもが輝くまち くまもと」の実現に向けて、3つの基本目標「①すべての子どもの健やかな成長を支える支援」「②安心して子どもを産み育てられる環境づくり」「③子育てしやすい地域社会の構築」に沿った施策を推進してきました。熊本市子ども輝き未来プランは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しており、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制整備も同時に行ってきました。

さらに、平成31年（2019年）には、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどを目的に「熊本市子ども輝き未来プラン」を補足する個別の実施計画として、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「熊本市子どもの未来応援アクションプラン」を策定し、こどもの貧困対策を推進してきました。

このような中、熊本市においても、全国的な傾向と同様に、結婚・出産に対する価値観の変化、経済的負担、子育て環境、雇用への不安などを背景として、未婚化、晩婚化など複雑化した要因により、少子化が進行しており、結婚の希望を叶えるための支援のほか、子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産・子育てができる環境の整備を進める必要があります。

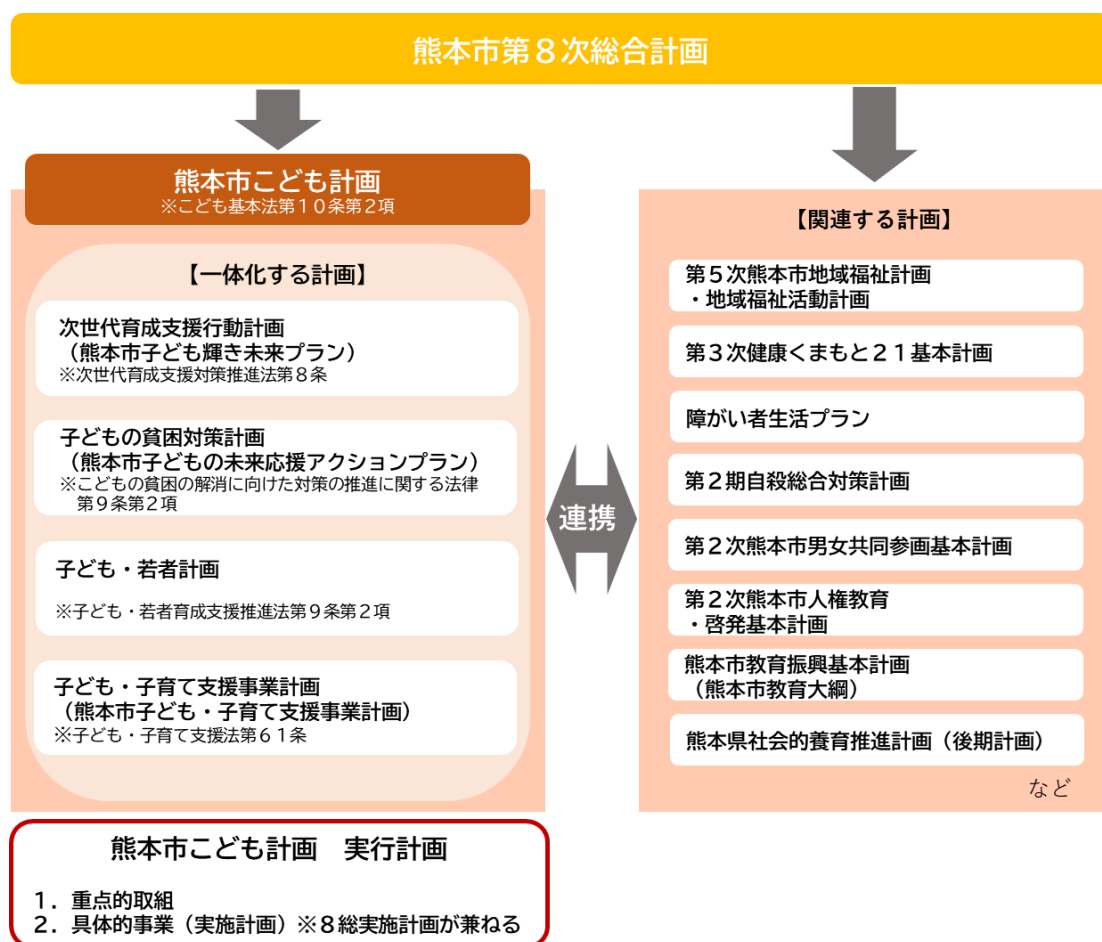
また、児童虐待や権利侵害、貧困、ヤングケアラーなどといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、様々な事情により家庭での養育が困難なこどもの社会的養護の充実など、こどもの最善の利益を確保する取組を進めなければなりません。

今後、これらの課題に対応し、こどもや若者、子育て当事者のニーズに即したこども施策を総合的・計画的に推進するため、「熊本市子ども輝き未来プラン」、「熊本市子ども・子育て支援事業計画」及び「熊本市子どもの未来応援アクションプラン」を包含した「(仮称)熊本市こども計画2025」を新たに策定することとしました。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

この計画は、市政運営の最上位計画である熊本市第8次総合計画（以下、「総合計画」という。）のこども施策に関する個別計画及びこども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する子ども・若者計画及び子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定します。

なお、計画の構成は、今後7年程度を見据えた熊本市におけるこども施策の基本的な方針等を定める計画本編と、これに基づき計画期間中の重点的取組や当該年度の具体的な事業を中心にまとめる実行計画の二部構成とします。なお、実行計画のうち、具体的な事業をとりまとめた実施計画については、総合計画の実施計画が兼ねています。



3 計画の対象

こども（概ね18歳未満）や若者（概ね18歳～30歳未満。場合によっては40歳未満も含む）、子育て当事者をはじめ、これらを取り巻く地域社会や団体など、様々な主体を対象とします。

4 計画期間

計画期間は、総合計画と整合を図り、令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）とします。

ただし、子ども・子育て支援事業計画の各事業の具体的な量の見込み及び確保の内容については、本計画の別冊としてまとめ、法定の5年を1期として実施・見直しを行うとともに、本計画においても第8次総合計画の中間見直しやこども大綱の見直しに合わせ、必要な見直しを行います。また、実行計画については、国のこどもまんなか実行計画の見直しに応じて、毎年見直しを行います。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
こども計画	第1期						計画 改定
			中間見直し				
こども・子育て支援事業計画 【法定計画：5年間】	第3期				第4期		
※量の見込み・確保の内容							
熊本市総合計画	第8次						計画 改定
※令和6年(2024年)3月策定			中間 見直し				
こども大綱				見直し (見込み)			
※令和5年(2023年)12月策定							

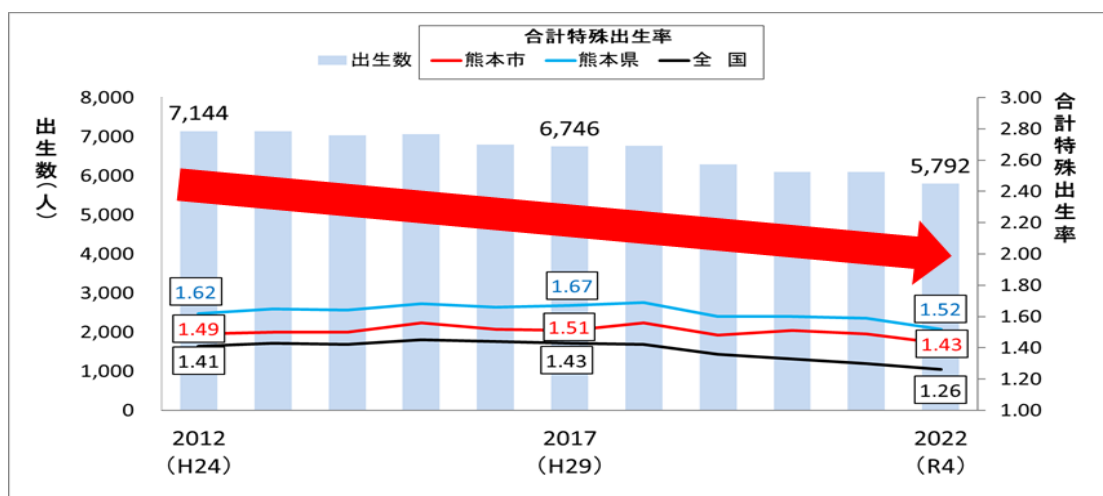
第2章 こどもや若者、子育て当事者を取り巻く状況

1 少子化の進行

■出生数と合計特殊出生率

出生数については、令和4年度（2022年度）は5,792人であり、平成24年度（2012年度）の7,144人から約1,400人減少しています。

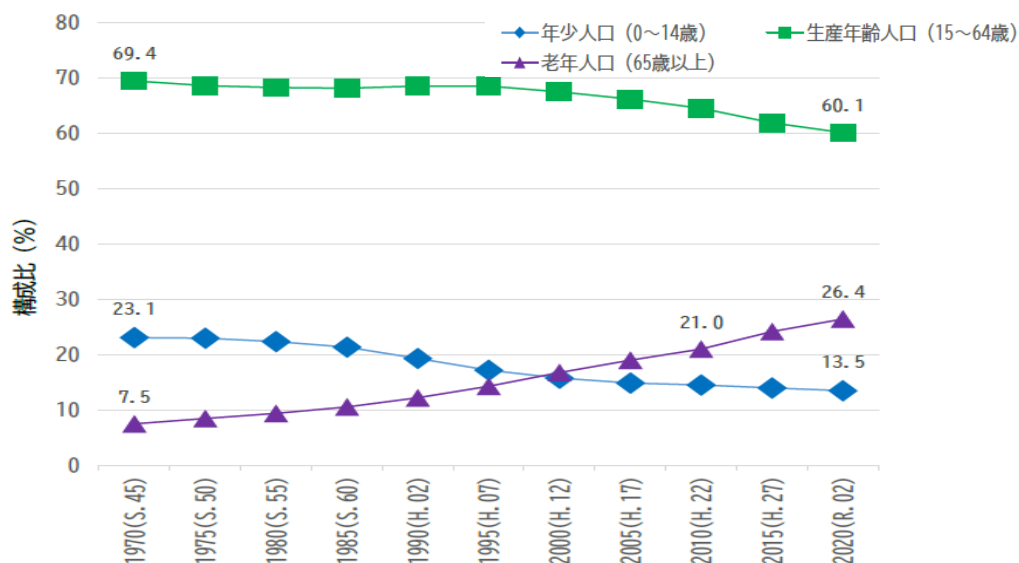
合計特殊出生率については、令和4年度（2022年度）は1.43であり、平成24年度（2012年度）の1.49から減少傾向にあります。



出典：令和4年（2022年）人口動態統計（確定値）の概況から作成／令和5年度

■年齢3区分別人口の推移

年少人口（0～14歳）の割合は年々減少しており、令和2年度（2020年度）時点の全人口に占める割合は13.5%でした。



出典：熊本市人口ビジョン／令和5年度

生涯未婚率、平均初婚年齢

熊本市においても長期的にみると未婚化、晩婚化が進んでいます。生涯未婚率は上昇の鈍化がみられるものの、依然として未婚化が進行しています。平均初婚年齢は、上昇傾向にありましたが、2010年頃から横ばいで推移しています。

図1.2.1 熊本市（合併組替人口^[8]）の生涯未婚率^[10]

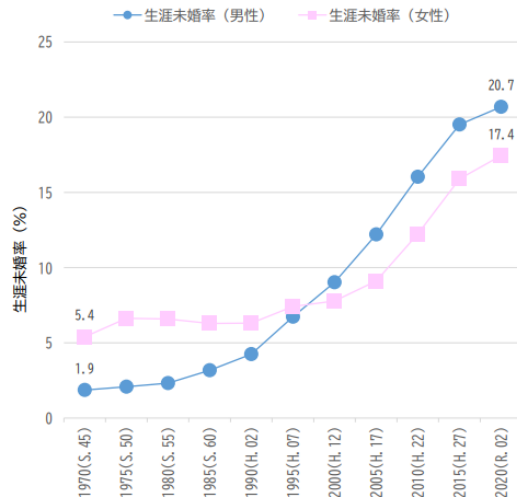
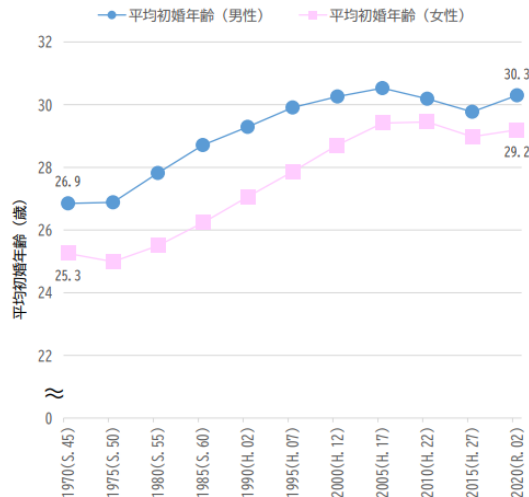


図1.2.2 熊本市（合併組替人口^[8]）の平均初婚年齢

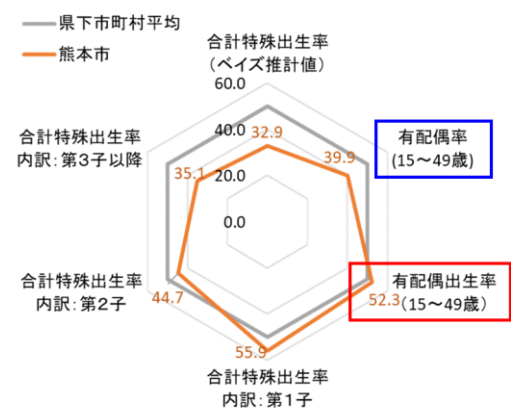
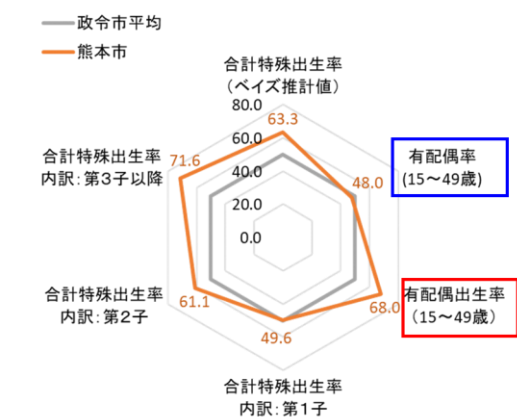


出典：熊本市人口ビジョン／令和5年度

出生に関する熊本市の特徴（政令市・県内市町村比較：偏差値）

合計特殊出生率の各構成要素については、他政令市平均との比較では、有配偶率出生率が68.0と他政令市平均と比較して高く、有配偶率が48.0とわずかに低くなっています。

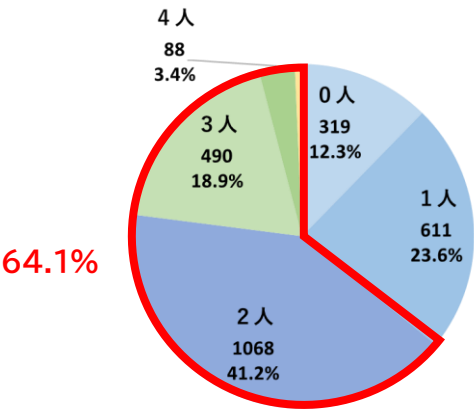
県下市町村平均との比較では、有配偶率出生率が52.3と県下市町村平均と比較して高いものの、有配偶率が39.9と低くなっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■既婚者のこどもの人数

既婚者のこどもの人数は、2人または3人が多数を占めており、2人以上が64.1%となっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■若者転入転出状況

近年は、転入超過傾向にあり、令和4年（2022年）では約1,800人の転入超過の状況にあります。年代別で見ると、男女共に0～4歳、20～24歳が転出超過となっており、女性については、25～34歳でも転出超過となっています。20～24歳の転出超過については、大学生等を対象とした意識調査の結果等から就職に伴う転出超過であると考えられます。

図1.3.1 転入・転出と社会動態^[4]（当時市域^[9]）

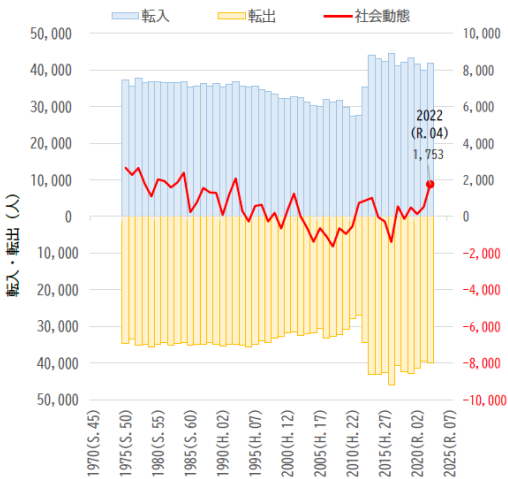
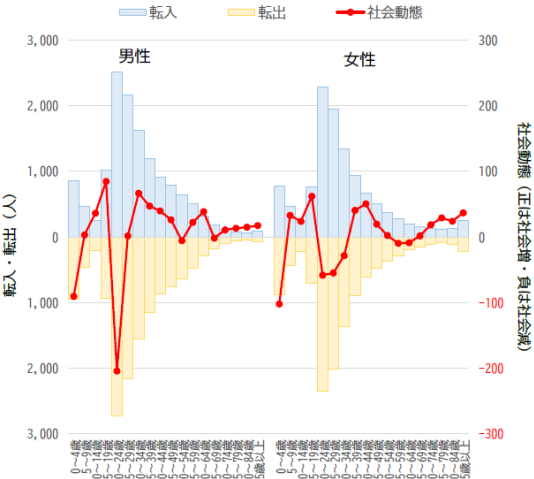


図1.3.2 男女別年代別転入転出状況



出典：熊本市人口ビジョン／令和5年度

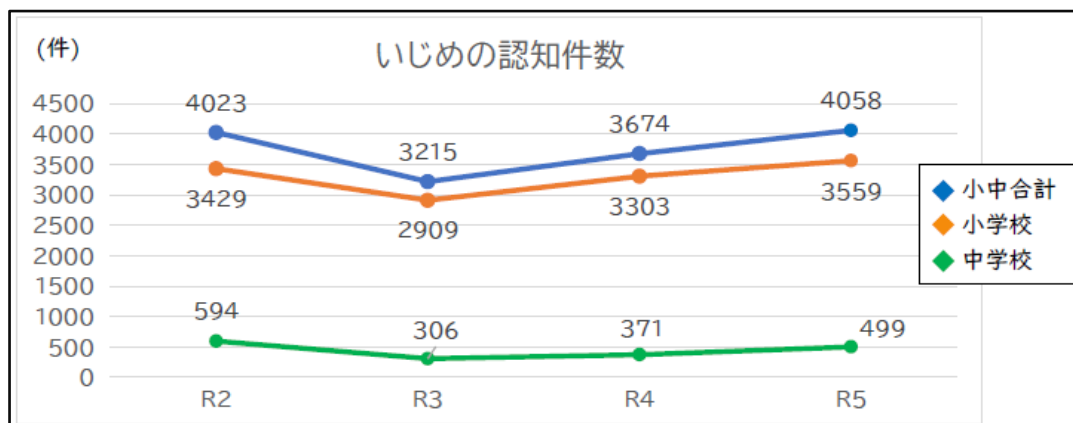
2 各種調査や市民意見等から見えてきた現状と課題

(1) こどものいのちと権利を守り、最善の利益を確保する必要がある。

いじめ、児童虐待、こどもの権利侵害、貧困、ヤングケアラーなどといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、こどもの相談・支援や社会的養護の充実など、こどもの最善の利益を確保する取組を進める必要があります。併せて、こどもの権利やこどもが権利の主体であることについて、こども自身を含め社会全体に広く周知する必要があります。

■いじめ認知件数

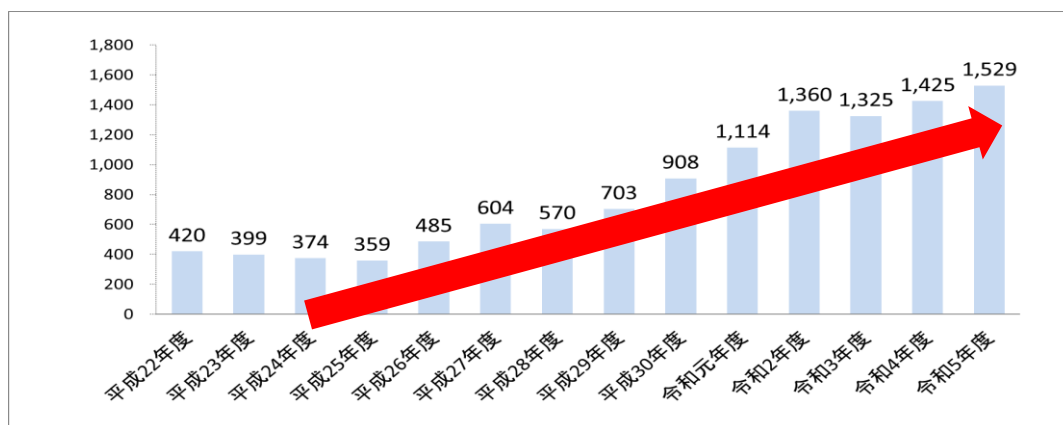
令和5年度（2023年度）における小学校・中学校でのいじめの認知件数は4,058件と近年、増加傾向にあるが、同年度に実施した無記名式による熊本市こころのアンケートでは、「いじめられたことがある」と回答した児童生徒数は5,096人でした。



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査／令和6年度

■児童虐待相談件数

令和5年度（2023年度）の熊本市児童相談所の児童虐待相談件数は1,529件で、過去最多となり、平成24年度（2012年度）の374人と比較すると、約1,200人増加しています。

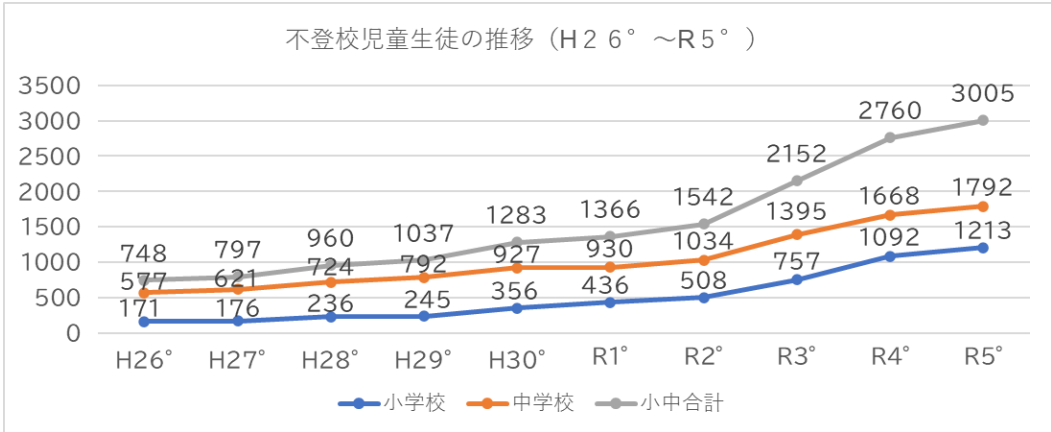


出典：児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移をもとに作成／令和6年度

こども計画素案 イメージ

■不登校児童生徒数

令和5年度（2023年度）における小学校・中学校での不登校児童生徒数は3,005人であり、平成26年度（2014年度）の748人と比較すると約2,300人増加しています。



出典：熊本市総合支援課調べ／令和6年度

■こどもの貧困

相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は10.9%であり、約9人に1人のこどもが貧困状態にあるといえます。

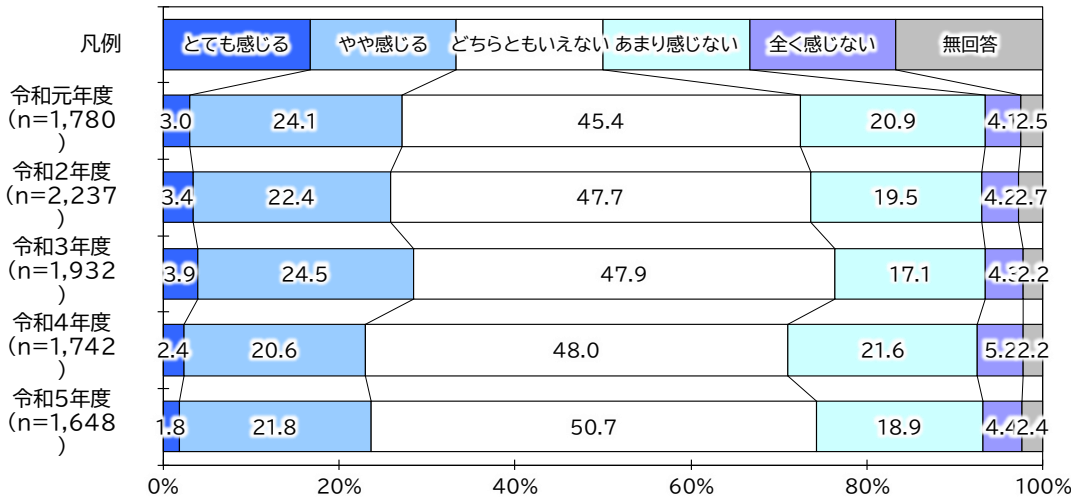
今回(R4)

保護者総世帯数	4,203 (世帯)	・こどもを持つ世帯の貧困線は129万円、貧困線未満の割合（相対的貧困率）は10.9%。 ・貧困線未満の世帯では、親子ともに多くの困難に直面している。 ※国の「国民生活基礎調査」の相対的貧困率の算出方法に沿って貧困線を設定。
等価可処分所得算出可能世帯数	4,203 (世帯)	
世帯所得平均値	547 (万円)	
等価可処分所得中央値	257 (万円)	
貧困線(中央値の1/2)	129 (万円)	
貧困線未満世帯数	460 (世帯)	
貧困線未満の割合	10.9%	

出典：熊本市こどもの生活等実態調査／令和4年度

■こどもの権利の保障

こどもの権利が守られていると感じる市民の割合については、令和元年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、5.4ポイント減少しています。



出典：熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■こどもや若者、子育て当事者からいただいたご意見

- 命を考える機会が少ないようにも感じる。低学年から親子で命の尊さを考える性教育の講演などがあればいいなと感じる。
- 若いうちに自ら命を絶つ子がいるので、いじめ対策を強化することも少子化対策に繋がるのではないかと考える。
- 予期せぬ妊娠や高齢出産などが増えており、中学生（早期）で性教育を男女ともに学び、正しい知識を身につけることが必要だと思う。
- こどもからの意見について発言する機会も設けていただきたいと思う。
- これから若い人達の結婚等については、もっと若い世代の人達に意見を聞くべきだと思う。
- もっと若者の意見に耳を傾けて、今、何を一番欲しているか把握して実行していくべきだと思う。

(2) ライフステージを通して、安心して出産・子育てができる環境整備が必要である。

結婚・出産に対する価値観の変化、経済的負担、子育て環境、雇用への不安などを背景として、未婚化、晩婚化など複雑化した要因により、少子化が進行しており、子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産・子育てができる環境の整備を進める必要があります。

■子育てにおいて大変だと思うこと（末子年代別）

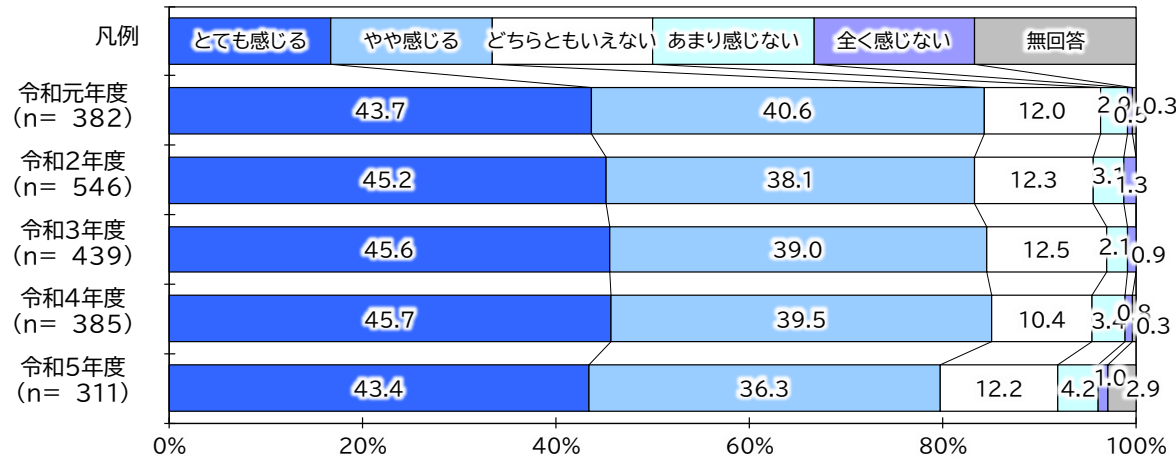
全年代において、「経済的負担の増加」が約8割程度と一番多い結果となりました。また、こどもの年代が小さいほど、仕事や生活への影響が大きい傾向にあります。

子の年代（）内は回答数	経済的負担の増加	心配事の増加（病気、いじめ、受験、非行など）	自分の自由な時間の減少	仕事を辞める・セーブせざるを得ないこと	こどもの送迎（園、学校、塾、習い事等）
0～2歳（487）	80.3%	33.1%	40.2%	29.0%	18.3%
3歳～就学前（394）	77.4%	49.7%	39.3%	27.9%	23.9%
小学生（1～2年生）（182）	74.2%	49.5%	37.4%	26.9%	26.9%
小学生（3～4年生）（154）	81.2%	51.9%	26.6%	24.7%	20.1%
小学生（5～6年生）（167）	77.8%	49.7%	32.9%	18.0%	26.9%
中学生（193）	80.3%	57.0%	20.7%	18.7%	25.9%
高等学校（190）	83.7%	54.2%	21.6%	18.4%	20.5%
専門学校・大学等高等教育（189）	81.5%	49.2%	30.7%	15.3%	17.5%
社会人（306）	83.3%	55.2%	18.6%	17.3%	12.7%
全体（2262）	80.0%	48.0%	31.4%	23.0%	20.7%

出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■子育てが楽しいと感じている市民の割合

子育てが楽しいと感じている市民の割合については、令和元年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、4.6ポイント減少しています。

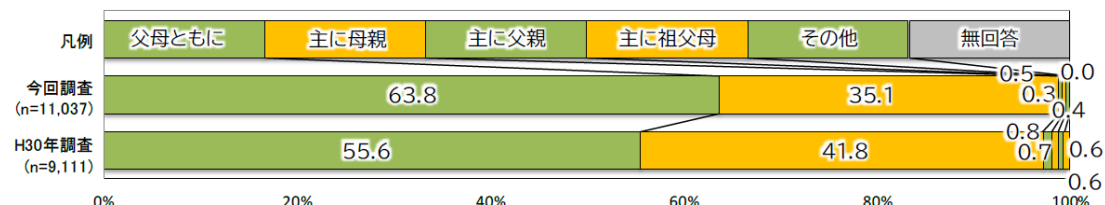


出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

こども計画素案 イメージ

■主に子育てを行っている人

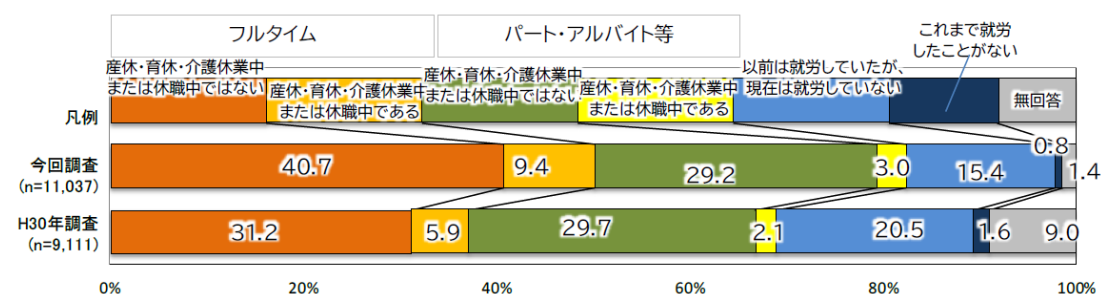
「父母ともに」が63.8%で最も多く、これに「主に母親」の35.1%が続きます。前回調査と比べ「父母ともに」の割合が8.2ポイント増加し、「主に母親」が6.7ポイント減少し、父親の子育て参加が徐々に増加していることがうかがえます。



出典：熊本市こども・子育て支援事業計画 利用希望等把握調査／令和5年度

■母親の就労状況

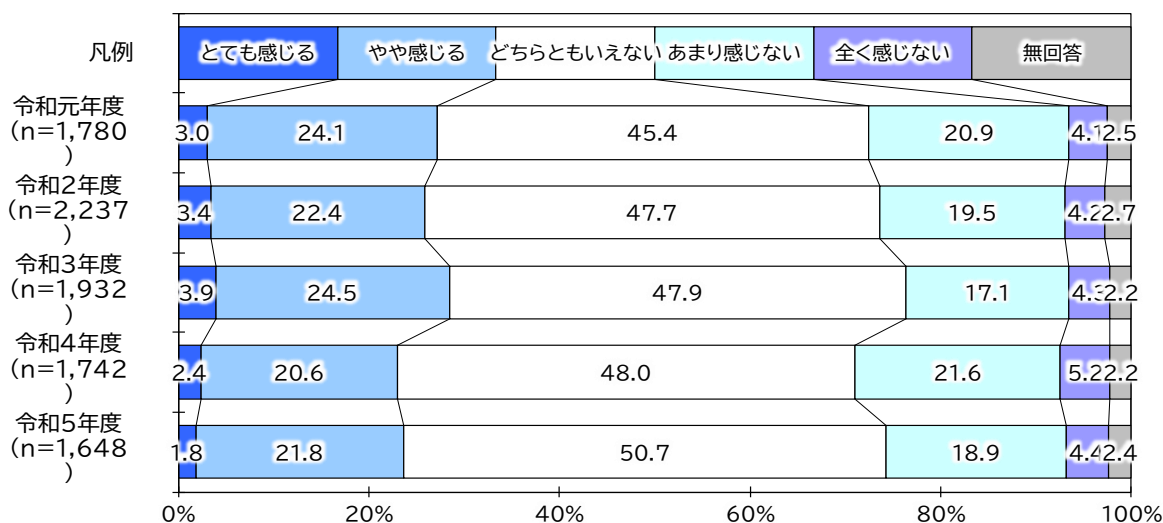
前回調査と比較して、産休・育休・介護休業中に関係なく「フルタイムで就労している」人の割合が13.0ポイント増加しており、母親のフルタイム就業が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.1ポイント減少しています。



出典：熊本市こども・子育て支援事業計画 利用希望等把握調査／令和5年度

■仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合

仕事と子育ての両立ができていると感じる市民の割合については、令和元年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、3.5ポイント減少しています。



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

1 ■こどもや若者、子育て当事者からいただいたご意見

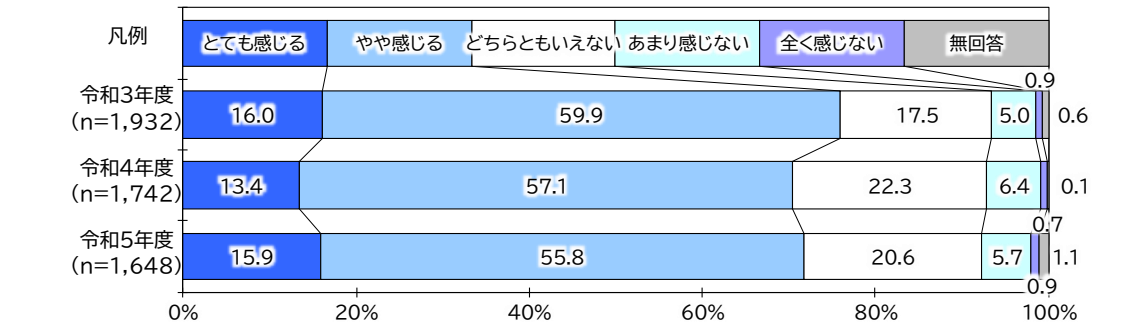
- 2 ・ 周りにも不妊治療をしている方が多い。もっと支援内容を充実させれば熊本は良い産
3 院も多いので、こどもが増えると思う。
- 4 ・ 保育士の処遇を改善することで、結果的には子育て世帯にも巡り巡って還元されると
5 思うし、保育士の確保にも繋がると思う。
- 6 ・ 児童育成クラブの支援員の資質向上と賃金上昇をお願いしたい。
- 7 ・ 子育てに協力的な企業には行政からもっと支援があっても良いのではないかと思っ
8 た。もっと子育てしやすい環境づくりをしてほしい。
- 9 ・ 自分が受けられるサービスを知らない方もいると思う。そういう人たちに情報がちゃ
10 んと届くように広報のやり方、見せ方の改善をお願いしたい。
- 11 ・ 地域で安心して子育てするためにも、地域で見守りボランティアを行う方への金銭的
12 に補助を行うなどの仕組みを作ってはどうか。
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39

(3) こどもが安全安心な環境の中で様々な遊びや学び、体験ができる機会・居場所の確保が必要である。

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっており、家庭を基盤としつつ、地域や学校など様々な場所において、安全安心に思える環境の中で多様な人と関わり、遊びや学び、体験の機会を得ることができ居場所の充実が必要です。

■熊本市が安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合

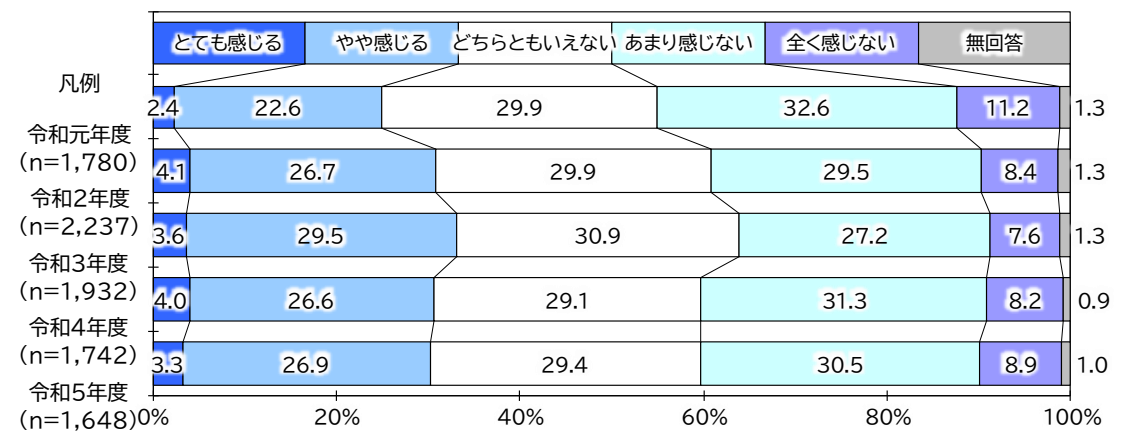
熊本市が安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合は、令和5年度（2023年度）は、「とても感じる」（15.9%）、「やや感じる」（55.8%）を合わせて71.7%となっています。



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■安全に歩道を歩くことができると感じる市民の割合

道路が安全に歩行できるように整備・管理されていると感じる市民の割合は、令和5年度（2023年度）は、「とても感じる」（3.3%）、「やや感じる」（26.9%）を合わせた割合は30.2%となっています。

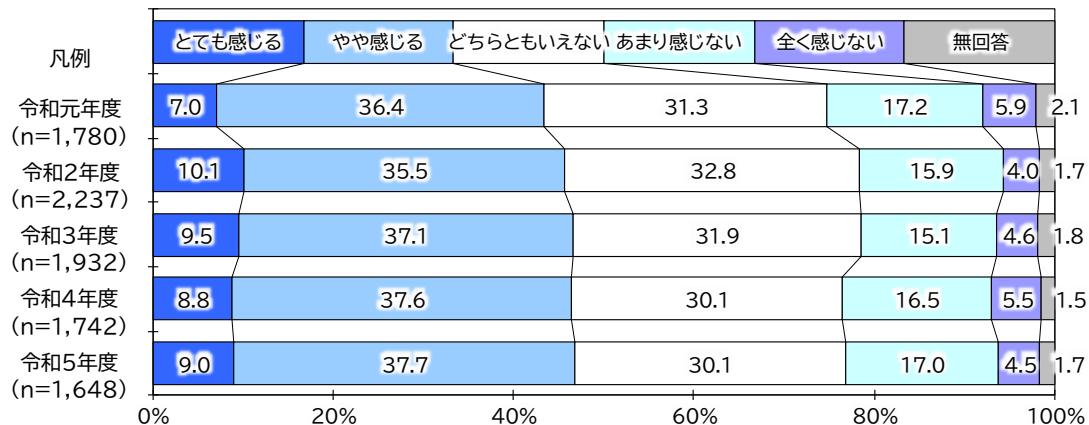


出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

こども計画素案 イメージ

■公園が使いやすいと感じる市民の割合

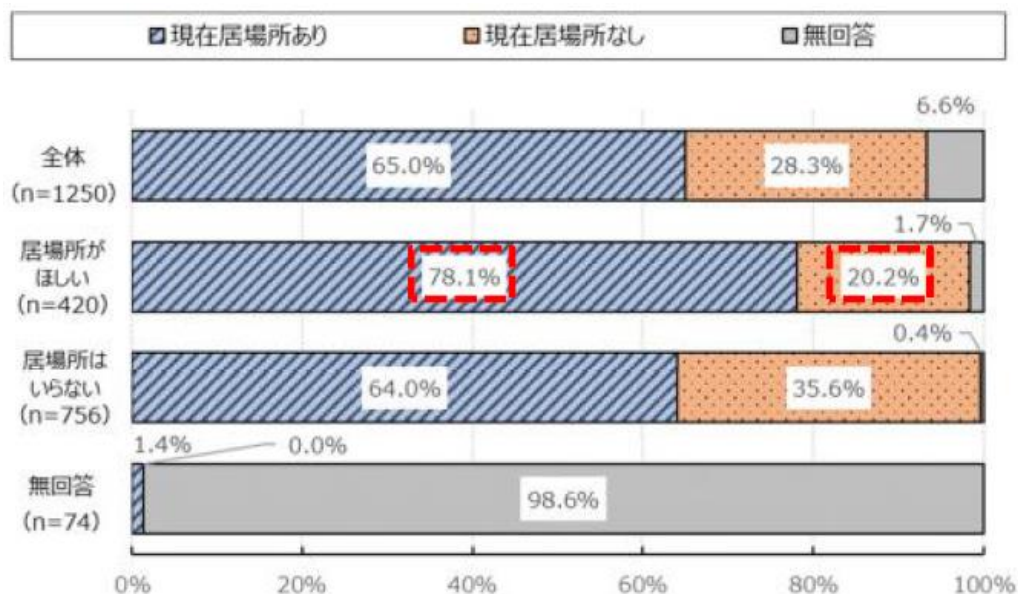
身近な公園が使いやすく整備・管理されていると感じる市民の割合は、令和5年度（2023年度）は、「とても感じる」（9.0%）、「やや感じる」（37.7%）を合わせた割合は46.7%となっています。



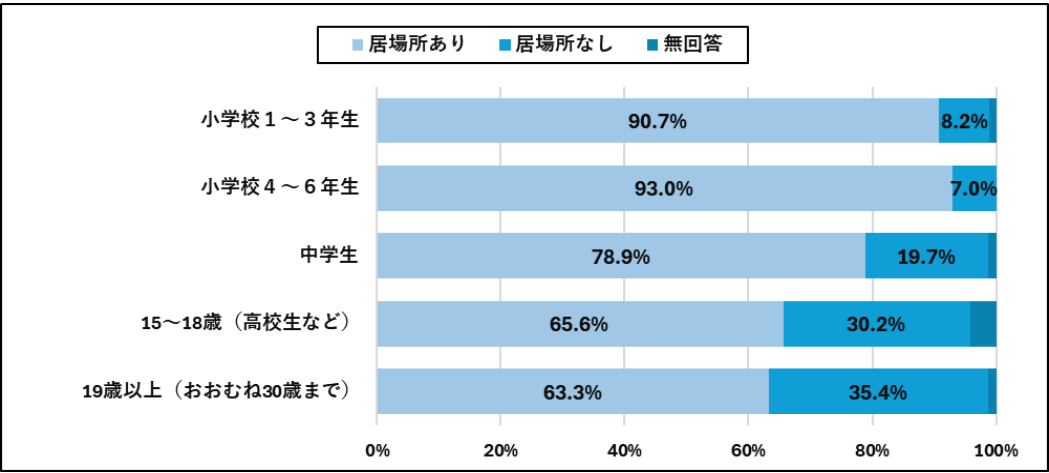
出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■こども・若者の居場所の有無

家や学校・職場以外の居場所がほしいと回答したこども・若者のうち、居場所がないと回答した割合は20.2%となりました。年代別にみると、中学生から年代が上がるにつれて、居場所がないと回答した割合が増加しています。



出典：熊本市こどもの居場所アンケート／令和6年度



出典：熊本市こどもの居場所アンケート／令和 6 年度

■家・学校・職場以外の居場所がない理由

「居場所の情報がない」が最も多く、次いで「お金がかかる」、「時間がない」、「遠くて行けない」、「安心できる人がいない」となりました。

	小1～3		小4～6		中学生		15～18歳		19歳以上		全体	
《行きたい場所はあるが》 やることが多すぎて時間がない	④	7 23.3%	⑤	4 16.0%	①	17 35.4%	④	24 16.2%	④	24 23.3%	④	76 21.5%
《行きたい場所はあるが》 住んでいる地域にない ため、遠くて自分で行けない・行くのに時間がかかる	②	8 26.7%	①	10 40.0%	④	10 20.8%	⑤	23 15.5%	⑤	17 16.5%	⑤	68 19.2%
《行きたい場所はあるが》 お金がかかる	②	8 26.7%		3 12.0%	③	11 22.9%	③	31 20.9%	③	27 26.2%	③	80 22.6%
パソコンやスマホなどの道具がない、 Wi-Fiなどの設備がない		1 3.3%		3 12.0%	3	6.3%		12 8.1%	3	2.9%		22 6.2%
《行きたい・居たいと思う》 そのような場所の情報がない、存在を知らない	⑤	4 13.3%	②	5 20.0%	②	16 33.3%	②	40 27.0%	①	36 35.0%	①	101 28.5%
《行きたい場所はあるが》 どのように過ごすことが できるのかなど内容がわからない	⑤	4 13.3%		3 12.0%	2	4.2%	7	4.7%	9	8.7%		25 7.1%
《行きたい場所はあるが》 利用できる日・時間帯が合わない	⑤	4 13.3%	②	5 20.0%	7	14.6%		7 4.7%	9	8.7%		32 9.0%
安心できる人、知っている人がいない		3 10.0%	⑤	4 16.0%	3	6.3%		16 10.8%	12	11.7%		38 10.7%
嫌いな人がいる・知っている人がいる		0 0.0%		3 12.0%	4	8.3%	5	3.4%	1	1.0%		13 3.7%
家族や保護者が、行くのをよく思わない		1 3.3%		1 4.0%	3	6.3%	2	1.4%	3	2.9%		10 2.8%
家・学校・職場以外に必要と感じない	①	10 33.3%	②	5 20.0%	⑤	9 18.8%	①	48 32.4%	②	29 28.2%	①	101 28.5%
その他		2 6.7%		1 4.0%	3	6.3%		10 6.8%		4 3.9%		20 5.6%

出典：熊本市こどもの居場所アンケート／令和 6 年度

■こどもや若者、子育て当事者からいただいたご意見

- 基本的には校区外にこども達だけでは出てはいけないうことになっている。安心してこども達だけで遊べるような場所が、各校区内にできると親としては安心だと感じる。
- 例えば街中図書館みたいに、平日の学校帰りとかに街中で勉強する場があればいいと思う。
- 保護者がいなくても気軽に集まれるような読書や勉強スペースが欲しい。
- 市内の公園ではボール遊びができなく、遊びたくても遊べない。
- 自転車の道路整備が追いついていないように思う。自転車がもっと通やすくなると、親もこども達を安心して自転車に乗せられると思う。
- 公園のトイレについて和式便所が多い。衛生的な不安やこどもを抱いての利用が難しいため、様式便所を増やしていただきたい。

(4) 困難な状況にあるこどもや家庭を誰一人取り残さない、きめ細かな支援が必要である。

貧困、児童虐待、障がい、医療的ケア、国籍など様々な理由により困難な状況にあるこどもや家庭に対して、誰一人取り残さないきめ細かな支援を行う必要があります。

■ 貧困状況

相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は10.9%であり、約9人に1人のこどもが貧困状態にあるといえます。

今回(R4)

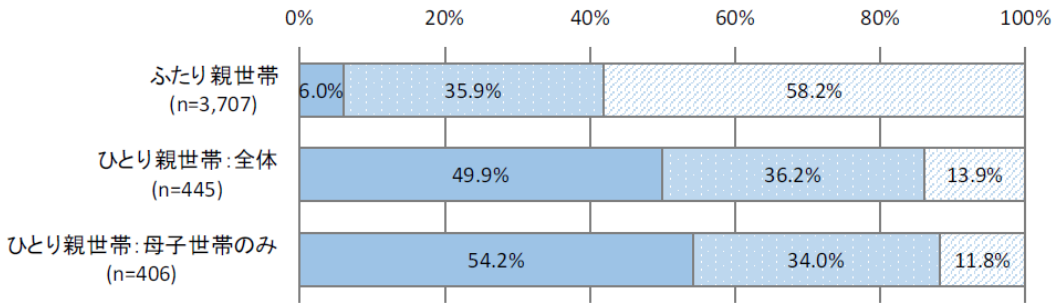
保護者総世帯数	4,203 (世帯)	・こどもを持つ世帯の貧困線は129万円、貧困線未満の割合(相対的貧困率)は10.9%。 ・貧困線未満の世帯では、親子ともに多くの困難に直面している。 ※国の「国民生活基礎調査」の相対的貧困率の算出方法に沿って貧困線を設定。
等価可処分所得算出可能世帯数	4,203 (世帯)	
世帯所得平均値	547 (万円)	
等価可処分所得中央値	257 (万円)	
貧困線(中央値の1/2)	129 (万円)	
貧困線未満世帯数	460 (世帯)	
貧困線未満の割合	10.9%	

出典：熊本市こどもの生活等実態調査／令和4年度

■ ひとり親家庭の状況

等価世帯収入の水準を世帯構成別でみると、ひとり親世帯全体では「中央値の2分の1未満」が49.9%と、ふたり親世帯と比べて高くなっています。また母子世帯のみでは54.2%と、ひとり親世帯全体よりも高くなっています。

【世帯構成別、等価世帯収入の水準】



■ 中央値の2分の1未満 ■ 中央値の2分の1以上中央値未満 □ 中央値以上

出典：熊本市こどもの生活等実態調査／令和4年度

こども計画素案 イメージ

■里親委託率

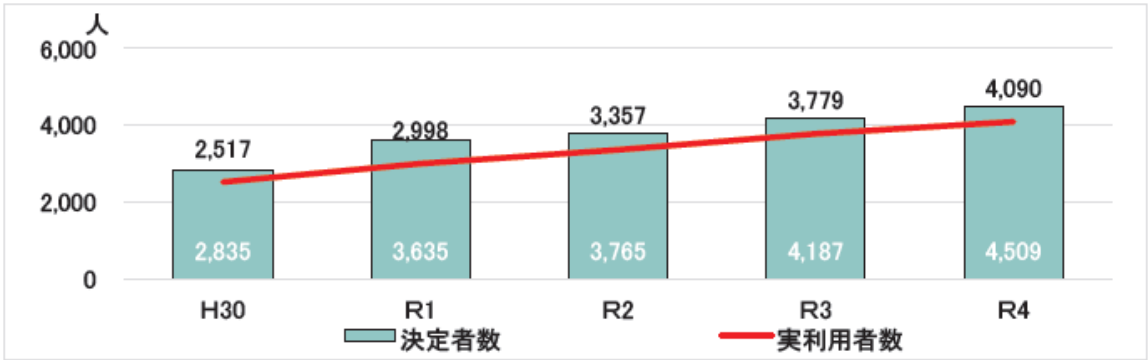
里親委託率については、年々増加しており、令和5年度（2023年度）は24.1％となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
里親等委託率（％）	12.70	16.23	18.53	20.85	24.10

出典：熊本市児童相談所調べ／令和6年度

■障がい児通所支援の推移

障害児通所支援の支給決定者数及び実利用者数の推移も増加傾向にあり、過去5年間で利用決定者数、実利用者数はともに約1.6倍となっています。



出典：第3期障がい児福祉計画／令和5年度

■障がい福祉サービスの状況

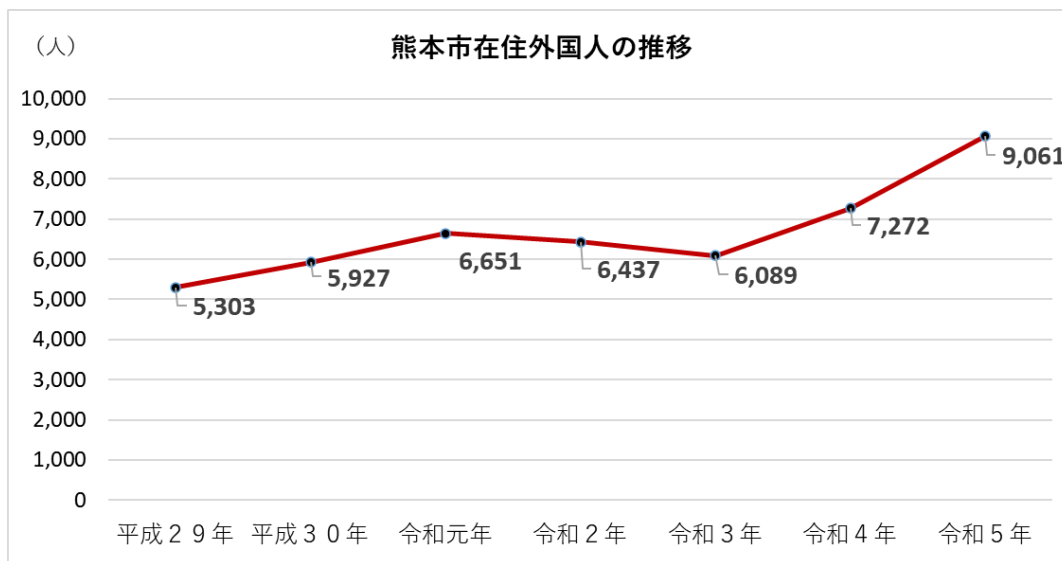
利用者の増加に伴い、障害児通所サービス事業所数の増加が見られます。

障害児通所サービス 計	208	250	261	304	336	128
児童発達支援	69	79	82	90	97	28
居宅訪問型児童発達支援	1	1	2	2	3	2
放課後等デイサービス	125	152	157	176	188	63
保育所等訪問支援	13	18	20	36	48	35
障害児入所サービス 計	4	4	4	4	4	0
福祉型障害児入所施設	3	3	3	3	3	0
医療型障害児入所施設	1	1	1	1	1	0
小計	212	254	265	308	340	128

出典：第3期障がい児福祉計画／令和5年度

■外国人の推移

熊本市在住外国人の人数は、令和4年度（2022年度）から大幅に増加しており、令和5年度（2023年度）は9,061人と前年度から1,789人増となりました。



出典：住民基本台帳から作成／令和6年度

■こどもや若者、子育て当事者からいただいたご意見

- ・ 重度心身障害児や医療ケア児について、保育園に入りたくても入れないという方をたくさん見てきた。ひとりでも多く入れるように職員体制も含め整備してもらえたら助かる。
- ・ ひとり親に対する手当の少なさ。年収上限の基準を上げて欲しい。ひとり親でも私立に入れやすくして欲しい。
- ・ 貧困家庭で食べるものや教育環境に恵まれないこども達への様々な支援の拡充をしていただきたい。
- ・ 地域社会に病気や障がいがある親が活躍できるような場所や、障がい児とその家族、きょうだい児も楽しめるような娯楽施設や案内があると孤立せずに育児ができると思う。
- ・ 障がいのあるこどもがいると働きに行けない。不安しかない。
- ・ 障がいがある子を育てる親が、様々な行政サービスを、自ら調べなくても、区役所や行政側から教えてもらえるとありがたいと思う。

(5) 若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・妊娠・出産・子育ての希望を支援する必要がある。

若い世代の多くが、仕事や金銭面での悩みを抱えている。将来の見通しが持てないことは、未婚化や晩婚化、少子化の要因ともなっており、生活基盤の安定を図るとともに、結婚・就職の希望を叶えるための支援が必要です。

■悩みや困りごと

年代別でみると、10代は勉強や進学、20代以降は仕事やお金、将来の生活に関する悩みが多く、30代は健康への悩みも多くなっています。

	n	勉強や進学のこと	就職や仕事のこと	家族のこと	友人のこと	恋人のこと	将来の生活のこと	お金のこと	健康や病気、障がいのこと	自分の性格のこと
全体	1183	15.6	51.1	23.9	5.0	9.7	56.3	61.0	26.2	21.2
15歳～19歳	157	66.9	28.7	11.5	15.3	12.1	42.0	36.3	11.5	29.3
20歳～24歳	164	23.8	65.2	9.8	7.9	21.3	59.8	62.2	20.7	25.6
25歳～29歳	185	4.9	58.4	17.3	3.2	13.5	61.6	69.2	18.9	22.2
30歳～34歳	287	5.6	52.6	27.5	2.4	6.6	59.2	64.5	30.3	20.9
35歳～39歳	390	4.1	49.7	35.4	2.3	4.4	55.9	64.1	34.9	15.9

出典：熊本市こども・若者の生活と意識に関するアンケート調査／令和5年度

■就職・就学状況

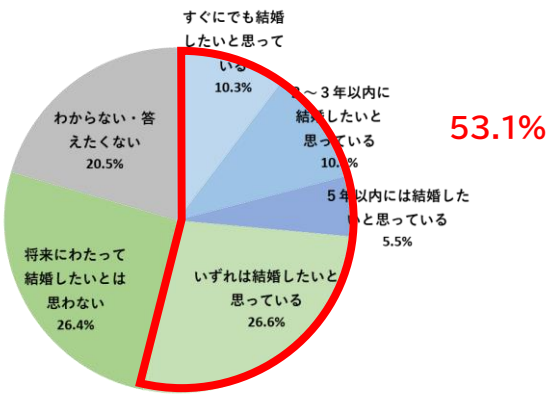
就職・就学等の状況にない方は約3%となっています。

	n	正社員・正規職員	契約社員、派遣社員またはパート・アルバイト	会社役員	自営業・フリーランス	その他の形態	学生	派遣会社などに登録しているが、現在働いていない	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職
全体	1183	51.7	16.7	1.2	3.0	0.5	17.7	0.7	5.2	0.3	3.0
15歳～19歳	157	3.2	2.5	0.0	0.0	0.0	89.8	0.0	0.0	0.6	3.8
20歳～24歳	164	39.6	14.0	0.0	1.2	0.0	38.4	1.2	1.2	0.6	3.7
25歳～29歳	185	68.6	17.8	1.1	2.7	0.0	1.6	0.0	4.9	0.5	2.7
30歳～34歳	287	61.3	23.7	0.3	4.2	0.7	0.3	1.0	4.9	0.0	3.5
35歳～39歳	390	61.3	17.7	2.8	4.4	1.0	0.3	0.8	9.2	0.3	2.3

出典：熊本市こども・若者の生活と意識に関するアンケート調査／令和5年度

■結婚の希望

独身者のうち、いずれ結婚したいと回答された方が53.1%となっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■結婚の障壁

結婚を希望する独身者は、結婚の障壁として、全年代において「相手にめぐりあわない」が多数を占めています。20代は経済的な課題が多く、30歳以上では年齢が課題となっています。

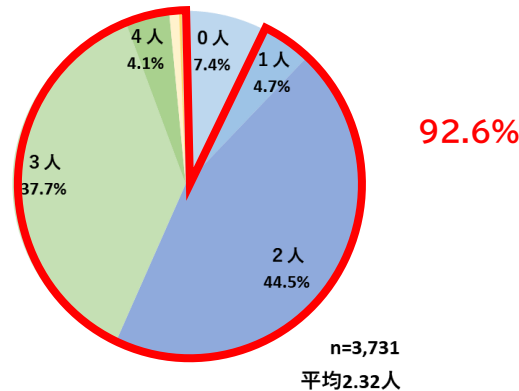
年代（）内は回答数	（理想の）相手にめぐりあわない	収入が安定していない	結婚資金が足りない	年齢	異性とうまくつきあえない
18～19歳（47）	38.3%	27.7%	21.3%	23.4%	14.9%
20～24歳（162）	39.5%	32.7%	32.7%	14.2%	13.0%
25～29歳（127）	44.9%	31.5%	27.6%	2.4%	11.0%
30～34歳（74）	55.4%	21.6%	21.6%	12.2%	21.6%
35～39歳（67）	52.2%	19.4%	17.9%	20.9%	16.4%
全体（604）	46.4%	25.8%	24.2%	17.9%	14.2%

出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

こども計画素案 イメージ

■こどもが欲しい人の割合

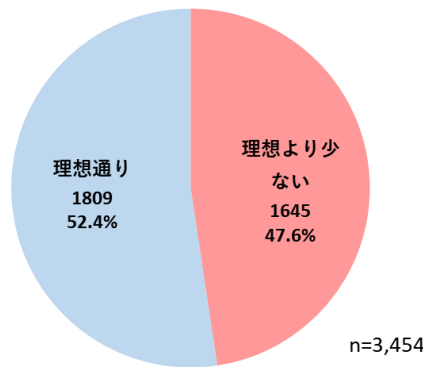
92.6%の人が、1人以上のこどもが欲しいと回答しています。2人が44.5%と一番多く、平均で2.32人となっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■理想のこどもの人数より少ない人の割合

こどもが欲しい人のうち、47.6%が理想より現実的に持つつもりのこどもの数が少ないと回答しました。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■理想のこどもの人数より少ない理由

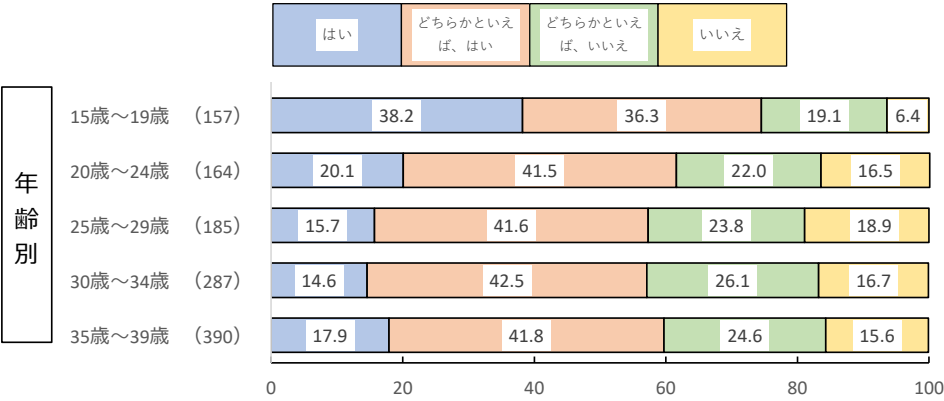
理想より現実的に持つつもりのこどもの数が少ない理由としては、全年代において、経済的な理由が上位となっています。若い世代では「幼児教育・保育サービスの不足」、30歳以上では「高齢出産」の回答が多くなっています。

年代（）内は回答数	出産、子育て、教育等にお金がかかるから	高齢出産となるため	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	幼児教育・保育サービスが不足しているから
20～24歳（12）	100.0%	0.0%	41.7%	16.7%
25～29歳（77）	94.8%	3.9%	19.5%	39.0%
30～34歳（95）	87.4%	13.7%	21.1%	28.4%
35～39歳（75）	70.7%	41.3%	22.7%	9.3%
全体（357）	76.8%	27.5%	21.0%	22.4%

出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■将来の希望

将来について明るい希望があると思うかについて、全体では、「はい」「どちらかといえば、はい」が合わせて約61%、「どちらかといえば、いいえ」「いいえ」が合わせて約39%となりました。年齢別では、「15歳～19歳」は「はい」「どちらかといえば、はい」が合わせて約75%と他の年代より多く、「25歳～29歳」「30歳～34歳」がそれぞれ合わせて約57%と他の年代より少ない結果となりました。



出典：熊本市こども・若者の生活と意識に関するアンケート調査／令和5年度

■こどもや若者、子育て当事者からいただいたご意見

- ・今は、昔と違って 出会いが少ない様に思う。もう少し、出会いの機会を作ってあげて、結婚したいと思う若者を増やして欲しいと思う。
- ・もう少し結婚、出産について若い人が希望をもてる制度や支援が欲しいと思う。
- ・全体的に給料が上がることで全ての問題解決に繋がると思う。結婚しこどもを持つことに希望が持てるよう、若い人達の収入を上げて欲しい。
- ・結婚に魅力を感じない若い世代が増えてきた様に思う。
- ・結婚してこどもができれば、どのくらいお金がかかるか明確になったり、こどもを持った時にもっと良い人生になるといった風になるように、こどもを持つ前の段階からの支援がもう少しあればいいと思う。
- ・若い人たちが魅力ある熊本市でなければ駄目だと思う。現状は適齢期になって県外へ出る人が多い様に思う。若い人がワクワクするような街作りが必要と考える。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

すべてのこどもや若者が健やかに成長し、結婚・妊娠・出産の希望が叶い、子育てに伴う喜びを感じることができるまち。

また、こどもや若者をはじめとした多様な人々の笑顔があふれ、誰もが希望を抱いて暮らすことができるまち。

そのような、

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」

の実現を目指します。

このようなまちに暮らすこども・若者や子育て当事者の姿は次のとおりです。

(1) こども・若者

ア 個性や多様性が尊重され、自分自身を大切にし、生まれ育った環境に左右されず幸せを感じながら生活できるこども・若者

イ 様々な遊びや学び、体験を通じて、生き抜く力を身につけ、夢や希望に向かってチャレンジし続けることができるこども・若者

ウ 自らの意見を持ち、それを表明することができ、社会に積極的に参画することができるこども・若者

エ 働くこと、誰かと家族やパートナーになること、親になることに夢や希望を持つことができる若者

(2) 子育て当事者

ア 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる子育て当事者

イ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、社会で活躍することができる子育て当事者

2 こども施策の基本的な考え方

(1) こどもや若者を権利の主体として尊重し、その命と権利を守りながら、将来にわたって最善の利益を図ります。

1 こどもの命と
権利を守る

(2) 妊娠・出産からこどもが成長する過程の各ライフステージを通して、社会全体で子育て当事者を支えます。

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

(3) こどもや若者が安全安心と思える環境の中で様々な遊び、学び、体験や人とのつながりを得ることができる機会・居場所を提供します。

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

(4) 貧困、児童虐待、ヤングケアラー、障がい、医療的ケア、外国籍など、様々な理由により困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かな支援を行います。

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

(5) 若者の生活基盤の安定を図り、就労・結婚・妊娠・出産・子育ての希望実現に向けた支援を行うとともに、女性や障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境の整備を行います。

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

※計画各論のこども施策で関連の深い施策に上記マークを記載しています。

1 こどもの命と
権利を守る

第4章 こども施策の展開

1 施策体系

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現を目指し、基本的な考え方に基づき、こども施策を体系的、総合的に展開します。



1 【参考】 基本的考え方と施策体系の関係

2

		こども施策の基本的な考え方				
		1 こどもの命と権利を守る	2 社会全体で子育て当事者を支える	3 安全・安心な居場所づくり・学びの提供	4 困難な状況にあるこどもや家庭の支援	5 若者等の希望の実現、活躍の場の提供
施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援	基本方針1 こどものいのちと権利を守る取組	○				
	基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援					○
	基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援		○			
	基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実		○			
	基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減		○			
	基本方針6 地域主体の子育て支援		○			
施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援	基本方針1 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援				○	
	基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進				○	
	基本方針3 こどもの貧困対策の推進				○	
施策3 こどもを主体とした教育の推進	基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進			○		
	基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進	○		○		
	基本方針3 最適な教育環境の整備			○		
	基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり			○		
施策4 まちを支える人材の確保・育成	基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備					○
	基本方針2 人材の定着と移住の促進					○
施策5 こども・子育て視点での環境整備	基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備		○	○		
	基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備	○				

3

4

5

6

7

8

9

10

1 2 成果指標

2

施策	指標項目		単位	現状値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度
1 すべてのこどもの 健やかな成長と家庭 の幸せへの支援	子育てが楽しいと感じる市民の割合		%	79.7	85.0	90.0
	こどもの権利が守られていると感じ る市民の割合		%	43.6	55.0	70.0
	合計特殊出生率		-	1.43 (令和4年度)	1.50	1.55
2 困難な状況にある こどもや子育て家庭 への支援	児童虐待を相談できる人や場所を 知っている市民の割合		%	78.3	85.0	90.0
	子育ての不安や困難を相談できる人 や場所がある市民の割合		%	85.7	88.0	90.0
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割 合	小学生	%	80.8	85.0	90.0
		中学生		64.9	70.0	75.0
3 こどもを主体と した教育の推進	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から 取り組んでいると感じる児童生徒の割合	小学6年生	%	76.6	80.0	85.0
		中学3年生		71.8	80.0	85.0
	学級の友達との間で話し合う活動を通して、 自分の考えを深めたり、広げたりするこ ができていと思う児童生徒の割合	小学6年生	%	81.8	85.0	90.0
		中学3年生		77.7	80.0	85.0
	学校内外の機関等で相談・指導などを受けて いない長期欠席児童生徒の割合	小学生	%	40.6 (令和4年度)	20.0	0
		中学生		38.0 (令和4年度)	10.0	0
	正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える 教職員数		人	230 (令和4年度)	0	0
	学習の中でICT機器(タブレットPC・タブ レット端末)を活用することが有効だと感じ る児童生徒の割合	小学6年生	%	96.7	100	100
		中学3年生		95.2	100	100
4 まちを支える 人材の確保・育成	転入超過数(前年10月～当年9月)		人	2,967	3,000	3,000
	熊本市が住みたいまちであると 感じる市民の割合		%	76.2	84.0	94.0
5 こども・子育て 拠点での環境整備						

3

4

5

6

7

8

9

10

11

3 施策

各施策における基本方針について、主な取組は次のとおりです。各取組は計画各論で
示します。

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針1 こどものいのちと権利を守る取組

- 1 こどもの悩みへの対応
- 2 こどもの権利の教育・啓発
- 3 いのちを大切にする教育
- 4 こどもの意見表明

1 こどもの命と
権利を守る

基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援

- 1 結婚を希望する方への支援
- 2 仕事と家庭の両立支援

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援

- 1 妊娠・不妊治療等に関する支援
- 2 母子の健康保持・増進

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実

- 1 待機児童の解消、保留児童対策
- 2 保育サービスの充実
- 3 保育所等の適切な運営推進
- 4 児童育成クラブ運営の充実

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減

- 1 子育て世代への経済的負担の軽減

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

基本方針6 地域主体の子育て支援

- 1 子育て支援拠点における子育て支援
- 2 地域との連携による子育て支援

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援基本方針

基本方針1 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援

- 1 児童虐待防止対策の強化
- 2 ヤングケアラーへの支援

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

- 3 社会的養護を必要とするこども・若者支援
- 4 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実
- 5 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援
- 6 課題を抱えるこどもの孤立防止
- 7 在住外国人のこどもの支援

基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進

- 1 ひとり親家庭への就業支援
- 2 ひとり親家庭への経済的支援
- 3 ひとり親家庭への子育て・生活支援
- 4 ひとり親家庭への学習支援
- 5 ひとり親家庭が安心して生活するための支援

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

基本方針3 こどもの貧困対策の推進

- 1 こどもの学力向上と生きる力を育む支援
- 2 支援が必要な家庭を支える体制づくり

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

施策3 こどもを主体とした教育の推進

基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

- 1 質の高い教育の推進

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進

- 1 特別支援教育の推進
- 2 いじめや不登校の未然防止
- 3 体罰・暴言等の根絶

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

基本方針3 最適な教育環境の整備

- 1 地域や家庭と連携した教育環境の整備
- 2 教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化
- 3 学校のバリアフリー化・デジタル化

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

- 1 多様な学びや体験機会の提供

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

施策4 まちを支える人材の確保・育成

基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備

- 1 多様な働き方ができる労働環境の整備
- 2 高度な技術等を有した人材のマッチング

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

基本方針 2 人材の定着と移住の促進

- 1 人材の定着促進
- 2 移住促進

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

施策 5 こども・子育て視点での環境整備

基本方針 1 こどもの成長や子育てに適した環境整備

- 1 安全・安心で快適な環境整備
- 2 こども・子育てイベント等の開催
- 3 こども・若者の居場所づくり

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

基本方針 2 こどもの安全安心のための環境整備

- 1 地域防犯対策
- 2 防災教育
- 3 交通安全対策
- 4 感染症対策
- 5 医療提供体制の充実

1 こどもの命と
権利を守る

4 計画期間中の重点取組

計画期間中に重点的に取り組む項目については、次のとおりとし、毎年度策定する実行計画において具体化する予定です。

こども施策の基本的な考え方		重点取組【案】
1 こどもの命と 権利を守る	こどもや若者を権利の主体として尊重し、その命と権利を守りながら、将来にわたって最善の利益を図ります。	検討中
2 社会全体で 子育て当事者 を支える	妊娠・出産からこどもが成長する過程の各ライフステージを通して、社会全体で子育て当事者を支えます。	
3 安全・安心な 居場所づくり ・学びの提供	こどもや若者が安全安心と思える環境の中で様々な遊び、学び、体験や人とのつながりを得ることができる機会・居場所を提供します。	
4 困難な状況 にあるこども や家庭の支援	様々な理由により困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かな支援を行います。	
5 若者等の 希望の実現、 活躍の場の提供	若者の生活基盤の安定を図り、希望の実現に向けた支援を行うとともに、多様な人材が活躍できる環境の整備を行います。	

第5章 こども・子育て支援事業計画

1 こども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は5年を1期とするこども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）を定め、幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることとされています。

また、支援事業計画では、幼稚園や保育所等の教育・保育給付、地域子育て拠点事業（子育て支援センター等）や一時預かり事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法で定められた18の地域子育て支援事業について、計画期間中の各年度における「量の見込み」と、「確保の内容」を定めることとされています。

本章では、支援事業計画の基本的事項についてお示しし、各事業の具体的な量の見込み及び確保の内容等については、本計画の別冊にてお示しします。

2 対象事業

教育・保育		提供区域
1	1号認定区分(3～5歳 幼児教育のみ)	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「日常生活圏域」を参考として定める区域(27圏域)を統合して設定する8区域
	2号認定区分(3～5歳 保育の必要性あり)	
	3号認定区分(0～2歳 保育の必要性あり)	
地域子ども・子育て支援事業		提供区域
2	一時預かり事業 (1) 在園児対象型	27圏域
	一時預かり事業 (2) 在園児対象型以外	27圏域
3	時間外保育事業	27圏域
4	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	8区域
5	利用者支援事業 (1)基本型・特定型	行政区
	利用者支援事業 (2)こども家庭センター型	行政区
	利用者支援事業 (3)妊婦等包括相談支援事業型	行政区
6	放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)	市全域
7	子育て短期支援事業(ショートステイ)	市全域
8	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	行政区
9	産後ケア事業	市全域
10	養育支援訪問事業	市全域
11	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	行政区
12	病児・病後児保育事業	市全域
13	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	市全域
14	妊婦健康診査	市全域
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
16	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
17	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業(産前・産後ホームヘルプサービス)	市全域
18	児童育成支援拠点事業	市全域
19	親子関係形成支援事業	市全域

3 提供区域の設定

提供区域とは、保護者やこどもが居住地から容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、熊本市においては、行政区（中央区、東区、西区、南区、北区）を基本に区域を設定します。

ただし、対象者が少ないなど、行政区での区域設定が合理的でない場合は市全域を、教育・保育については、より細かく整備等が図れるよう27の生活圏域を区域として設定します。

4 量の見込み・確保の内容の設定

こども・子育て支援法に定める5年間分について、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」等を基本として、市民アンケートの結果や人口の推計等をもとに各事業の量を見込み、確保の内容や方策を設定します。

5 事業の実施・見直し

（仮称）熊本市こども計画2025 別冊（各事業の量の見込み及び確保の内容等）については、法定の5年を1期として実施・見直しを行います。ただし、実績値との乖離が大きい場合は適宜見直しを行います。

第6章 計画の推進について

- (1) こども・若者、子育て当事者及び支援者に対して、対象者に応じた効果的な手段や時期を捉えて、知りたい情報を提供していきます。
- (2) こどもや若者、子育て当事者、関係者の視点を尊重し、あらゆる声に耳を傾け、対話し、進捗を共有しながら市民と共に推進します。
- (3) 国や県、連携中枢都市圏自治体、民間企業・団体、民生委員・児童委員など地域の皆様と連携し、社会全体でこどもの成長や結婚・妊娠・出産・子育てを応援する機運醸成を図りながら推進します。
- (4) 計画が効果的に機能しているかを測る成果指標を全体及び施策ごとに設定し、具体的な取組の進捗を測る検証指標を基本方針ごとに設定します。
- (5) 本市の子育て環境に関する市民アンケートやヒアリング等の結果も踏まえながら、庁内関係課と計画の進捗状況についてとりまとめ、児童福祉専門分科会へ意見聴取し、毎年度事業評価を行います。
- (6) 実行計画については、市「第8次総合計画アクションプラン」、国「こどもまんなか実行計画」、県「こどもまんなか熊本・実現計画」の見直しに応じて、毎年度見直しを行います。

■ 計画各論

《 こども施策 》

施策 1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針 1 こどものいのちと権利を守る取組

1 こどもの命と
権利を守る

1 こどもの悩みへの対応

学校・家庭・地域社会など、様々な場面におけるこどもの悩みへの相談を受け、解決を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 複雑化するこどもの権利侵害に関して、学校内外を問わず相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して解決に向けて取り組む「こどもの権利サポートセンター」を令和6年1月に開設しました。
- (2) こどもの自殺対策として、SNSを活用したこころの悩み相談やゲートキーパー養成研修等を実施してきました。

【現状と課題】

- (1) 福祉と教育の連携強化を図り、こども本位の包括的な支援体制を新たに構築しました。今後、相談件数の増加や複雑な事案等も想定されることから、相談員のさらなるスキルアップが必要です。「誰もが、いつでも、どこでも、気軽に相談ができる」よう相談の容易性を向上させていく必要があります。
教育情報誌への掲載やカードの配付、市立小中学校の児童・生徒に配布されているタブレットを活用してこどもホットラインの紹介などの広報に努めていますが、こどもホットラインの認知度をさらに向上させていく必要があります。
- (2) SNS相談は、小中高生、専門学校生に対して、広報用カードを配布し周知を図っています。ゲートキーパー養成講座は、これまで実施していた支援者、市民向けの講座に加え、中学生以上の学生等を対象とした講座を開始し、1,822人（令和5年度）が受講しました。こどもの自殺対策のためには、更なる普及啓発と相談体制の強化、関係機関との連携が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 様々な研修への参加や外部講師を招いた研修などの計画的な実施や、SNSを活用した環境の整備などを行います。引き続き市政だより等への掲載、チラシやカードの配布、市立児童生徒の学習用タブレットを使った広報などを行うとともに、こどもの権利擁護及びこどもの権利の啓発に取り組んでいきます。
- (2) SNS相談をはじめとした相談支援を継続して行っていきます。また、こどもを支

える大人が適切に支援できるよう、ゲートキーパー研修を拡充していきます。

2 こどもの権利の教育・啓発

こどもの権利に関する教育・啓発に取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 研修会や講演会、映画会、人権啓発作品募集事業などを通して、こどもの権利に関する教育や啓発に取り組んできました。
- (2) こどもの権利に関する記事を教育情報誌に掲載しての啓発や、ポスターを作成しての学校内掲示、またこども食堂に携わるスタッフ向け研修などを実施しました。
- (3) 教職員対象には各種研修会や学校訪問を通して、こども対象には子ども議会や子どもフォーラム事業、人権カレンダーおよび啓発ポスターの配付を通して、こどもの権利に関する教育や啓発に取り組んでいます。

【現状と課題】

- (1) こどもを取り巻く環境を見ると、依然として虐待、いじめや体罰、貧困、ヤングケアラー、インターネット上での誹謗中傷等、こどもの健全な成長や安全が脅かされる問題が生じており、さらなる人権教育・啓発に取り組む必要があります。
- (2) こどもに対して、こどもの権利について教育・啓発していくこととあわせて、大人に対してもこどもの権利について啓発していく必要があります。
- (3) こども基本法や児童の権利に関する条約が制定されていることについての周知は進んできましたが、内容の理解については、こどもも大人もさらなる教育・啓発が必要です。

【取組の方向性】

- (1) こども一人ひとりが自分や他の人の大切さを認めることができるよう、また、こどもに携わる大人が、こどもの人権を尊重し健全に育てていくことの大切さを認識し、自らの責務を果たしていけるよう、各種団体、民間企業、行政等が一体となって、研修会や講演会、映画会等の様々な取組を通じて人権教育・啓発に取り組みます。
- (2) こどもや若者による、こどもの権利に関するまんがやポスターを作成し、展示等の広報や周知を行うことで、こどもや大人に対して、引き続きこどもの権利の教育・啓発に取り組みます。
- (3) 今後も引き続き各事業を実施し、こどもや教職員へのさらなる教育・啓発に取り組むとともに、保護者に対する啓発のための資料作成等に取り組んでいきます。

3 いのちを大切にす教育

妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、いのちを大切にする教育に取り組
みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会、性教育を行う専門家等に対
する研修会を実施しました。
- (2) 市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で産婦人科医等による「いのちの
大切さを考える講演会」を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 性に関する知識は、幅広い内容をこどもの発達に応じて段階的に伝える必要がある
ことから、対象とする年齢や実施する内容の検討と併せて、家庭、学校、行政機関、
民間団体などが、それぞれの強みを生かして普及啓発に取り組む必要があります。
- (2) 「いのちの大切さを考える講演会」は、小学校の令和5年度実績が92校中24校
であり、全校実施に向け拡大していく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き講演会や研修会など、性に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- (2) 「いのちの大切さを考える講演会」は、中学校・高等学校・特別支援学校において
は全校実施を継続し、小学校においては、実施校を毎年10校ずつ増やしていく予
定としています。

4 こどもの意見表明

こどもや子育て当事者等の意見を市政へ反映していきます。

【これまでの主な取組】

- (1) 改正児童福祉法の施行に先駆け、児童福祉施設等において、モデル事業として、こ
どもの権利擁護の普及啓発、意見表明支援員の確保・育成、こどもの意見表明の支
援（対象：4施設）、こども会の実施、報告書及びマニュアル案を作成しました。
- (2) こども、若者、子育て当事者の意見を市政へ反映させるため、「こども・子育て版 市
長とドンドン語ろう！」を実施しました。

【現状と課題】

- (1) こどもの権利擁護推進は、児童福祉施設等におけるモデル事業の実施によって、こ
どもだけでなく、意見表明等支援員や施設担当職員等からのフィードバックを得る
ことができました。

こども計画素案 イメージ

- 1 (2) こども、若者、子育て当事者等からの意見を、より聴取することができる場を創出
2 していく必要があります。

4 【取組の方向性】

- 5 (1) 令和6年度以降、こどもの意見表明の支援対象施設を本市所管の全ての児童福祉施
6 設に拡充し、引き続き、児童福祉施設等におけるこどもの権利擁護の普及啓発、意
7 見表明支援員の確保・育成、こどもの意見表明の支援、こども会の運営等を実施し
8 ます。
- 9 (2) 今後も引き続き、個別にテーマを設定する等、こどもや若者、子育て当事者等との
10 意見交換を実施していきます。

13 ■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
こどもホットラインにおける相談件数	件	146					300	300	
こどもの意見表明件数	件	19					100	140	
性に関する研修会、講演会の受講者数	人	198					300	300	

施策 1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針 2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

1 結婚を希望する方への支援

結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 結婚を希望する方へ結婚世話人事業や婚活セミナーの開催など出会いの機会に繋がる支援を行いました。また、ライフプランに関する資料の配布など、若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでにに関する情報の提供に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 未婚化・晩婚化の進行は、少子化の大きな要因の一つとされており、結婚を希望する方に対する多くの出会いの機会の提供や、若い世代が結婚の魅力や結婚後の生活をイメージできる取組が求められています。

【取組の方向性】

- (1) 結婚支援については、令和 7 年 1 月に開設した結婚支援センターにおいて、多くの出会いの機会を提供するとともに、結婚に関する相談支援や結婚に関するセミナーを開催するなど、結婚を希望する方の支援を強化していきます。また、若い世代が結婚の魅力や結婚後の生活をイメージできるよう、ライフプランに関する知識の普及にも取り組みます。

2 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず、子育てと仕事が無理なく両立できる職場環境等の整備を促進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 仕事と子育ての両立支援については、子育て支援優良事業による子育てしやすい職場環境が整備されている企業を認定し、企業における子育てに配慮した多様な働き方を推進する取組の支援などを行ってきました。

【現状と課題】

- (1) 子育て支援優良企業事業の令和 5 年度認定企業数は 53 社で増加傾向であり、今後も認定を希望する企業が 86.2%と高い一方で、本事業や認定企業の周知を求める意見が寄せられています。本事業や認定企業の優良事例の周知に取り組み、社会

こども計画素案 イメージ

全体で仕事と子育てを両立する機運を更に高めていく必要があります。

【取組の方向性】

(1) 仕事と子育ての両立支援については、子育て支援優良企業認定企業数の増加や事業の周知に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催などにも取り組みます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
子育て支援優良企業認定企業数	件	53					125	200	
結婚支援センター登録者数	人	0					2,500	2,500	

施策 1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針 3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 妊娠・不妊治療等に関する支援

こどもが欲しいと思う人の願いが叶うよう、妊娠や不妊治療等の相談・支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 保険適用後の一般不妊治療費用について、一部助成を行いました。(令和5年度助成件数：266件)
- (2) 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア」の普及啓発の取組として、講演会や医師による個別相談会の開催、SNSによる情報発信など取り組みました。
- (3) 予期せぬ妊娠に悩む方等に対し、電話やメール、訪問等による相談支援を行いました。

【現状と課題】

- (1) 保険適用後も、一般不妊治療のみ助成を行っていますが、特定不妊治療や成育医療についても、助成を希望する方がいます。
- (2) プレコンセプションケアのさらなる普及啓発に取り組む必要があります。
- (3) 予期せぬ妊娠に悩む方等に様々な支援が届くよう、相談窓口の周知に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 不妊治療費の助成について、引き続き、治療が必要な夫婦に対して一般不妊治療費の一部を助成します。
- (2) 講演会の開催やSNSによる情報発信等に加え、結婚や妊娠を意識する世代の方に向け、結婚支援センター等を活用した情報発信を行うなど、普及啓発を強化します。
- (3) 引き続き、予期せぬ妊娠に悩む方等に対する相談支援を行うとともに、SNSを活用するなど、相談窓口の周知に取り組みます。

2 母子の健康保持・増進

母子保健相談・指導事業や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

【これまでの主な取組】

こども計画素案 イメージ

- (1) 妊婦を対象に歯周疾患及びむし歯の早期発見・早期治療を図るため、妊婦歯科健康診査を実施しました。また、むし歯予防を目的としたフッ化物塗布事業を1歳・1歳6か月・2歳・2歳6か月・3歳6か月のこどもを対象に令和5年(2023年)11月に開始し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みました。
- (2) 産後ケア事業について、熊本市内に住所を有する原則産後1年未満の母親と新生児及び乳児に対し、健やかな育児ができるよう支援を行いました。さらに、令和5年度から、日帰り型を1日型・3時間型・2時間型に細分化し、利用しやすいよう工夫しました。
- (3) 妊産婦相談や育児相談、幼児健診時の相談を通して、健康面や食生活の進め方、育児不安の解消に取り組みました。また、乳児向けの離乳食講座や食育講座の開催、SNSなどで食育情報の提供を行いました。
- (4) 地域での健康教育や子育て支援ネットワーク等を通じて、早産予防や妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりの推進に取り組みました。

【現状と課題】

- (1) 令和5年度(2023年度)から妊婦歯科健康診査の実施形態が変わり、受診率が41.4%に低下しました。歯周病の重症化による早産や低出生児出産のリスクを減らすため、妊婦歯科健診の受診を啓発する必要があります。また、フッ化物塗布事業については1歳から継続して受けられる環境を整備し、こどもの頃からかかりつけ歯科を持ち、定期的な歯科健診を受ける市民を増やす必要があります。本市はこどものむし歯有病率が政令市でワースト1位であり、保護者が歯と口腔の健康に関心を持ち、適切な口腔管理を行うことが重要です。
- (2) 産後ケア事業について、事業を開始した令和3年度(2021年度)から毎年度見直しを行い、利用者のニーズに沿った対応を行いました。支援を必要とする人または支援を希望する人が利用できるよう事業周知を更に行う必要があります。
- (3) 食育講座の中で、朝食習慣や、共食を通した食を楽しむことの重要性について周知しました。また食生活を見直す契機となる、妊婦とその家族を含め食に関する相談に応じています。また、離乳食の進め方やレシピ等を掲載している「食育のひろば」ホームページのチラシを赤ちゃん訪問や育児相談、幼児健診の際に配布しています。
- (4) 妊婦の健康がこどもの健康にも影響することから、こどもの健康への取組とともに、妊婦の健康増進を図ることも重要です。中でも若年女性のやせは低出生体重児を出産するリスクが高いことが報告されており、生まれたこどもの将来の生活習慣病等の発症リスクが高まる可能性も指摘されています。

【取組の方向性】

- (1) 事業を継続するとともに、関係団体と連携してむし歯や歯周病予防に関する啓発を強化し受診率向上を図ります。
- (2) 産後ケアについて、令和6年度(2024年度)から訪問型を追加したところであ

こども計画素案 イメージ

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- り、支援が必要な産婦が利用しやすく、適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。
- (3) 離乳食講座や食育講座を継続し、食育への関心度の向上と朝食喫食率の向上、共食を通じた食を楽しむことについての取組を、子育て世代や若い世代へ推進していきます。
- (4) やせの弊害に対する正しい知識の普及を図るため、栄養や健康に関する地域での啓発や、SNSや熊本健康アプリ等のメディアを通して健康的なライフスタイルを推進し、バランスの取れた食事や適切な運動、ストレス管理などを啓発します。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
子育て支援アプリ登録者数(累計)	人	-					14,000	28,000	
乳児(3カ月児・7カ月児)健診受診率の向上	%	97.9					100	100	
3歳児でむし歯のない者の割合	%	86.5 (R4年度)					89.8	92.4	

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 待機児童の解消、保留児童対策

待機児童の解消や保留児童の問題への対応に向け、保育の量の拡充とともに、その質を支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 保育士支援コーディネーターを配置し、月3回（偶数月は月4回）の出張就職相談会や年2回の就職相談セミナーを開催しています。
- (2) 待機児童解消・保留児童対策に向けて、保育環境の改善、整備に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 各種イベントにおいて、参加人数が想定を下回り就職まで結びつくケースが少なく、保育士不足解消には至っていません。
- (2) 保育環境の改善、整備に取り組んできた結果、待機児童数は、令和2年度（2020年度）から5年連続 “ゼロ” となっていますが、保留児童の減少には至っていません。

【取組の方向性】

- (1) これまでの各種イベントの周知方法や開催手段の再検討を行い、今後も更なる保育士確保に向けて取り組みます。
- (2) 令和7年（2025年）4月入所申込を1ヶ月前倒しし、斡旋期間を確保することにより保留児童の減少を図ります。

2 保育サービスの充実

保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 保育所等に対して、延長保育や一時預かり事業等に対する補助金や給付費の支給等を行っています。
- (2) 病児・病後児保育事業について、小学校6年生までの病児または病気の回復期で集団保育が困難な児童を専用施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労支援を行いました。また、近隣自治体との相互利用範囲を拡大し、利用者の利便性向上を図

っています。

【現状と課題】

(1) 延長保育については、公立19施設、私立151施設で、保護者の就労等やむを得ない事情で保育時間の延長が必要な児童に対応しています。未就園児を対象とする一時預かりについては、減少傾向にあるものの、保護者が必要な時に利用できるよう、引き続きニーズを把握していく必要があります。

(2) 病児・病後児保育について、利用者数はコロナ禍の令和3年度(2021年度)～令和4年度(2022年度)は減少傾向にありましたが、5類感染症へ移行した令和5年度(2023年度)から増加し、子育てと就労支援に活用されています。一方で、市民ニーズにあった設置数や設置場所等となっているか引き続き検討が必要です。

【取組の方向性】

(1) 延長保育や一時預かりについては、ニーズを把握しながら引き続き取組んでいきます。また、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施します。

(2) 病児・病後児保育について、引き続き近隣自治体と連携し、利用者の選択肢が増えるよう範囲を拡大します。また、予約方法の見直しを検討し、利用者の利便性向上を図るとともに、全ての子育て世帯へ情報を届けることができるよう、周知方法を改善していきます。

3 保育所等の適切な運営推進

保育所等の適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

【これまでの主な取組】

(1) 保育所等に対して、年1回の立入監査にて、施設の運営・保育状況の確認並びに指導を行っています。

【現状と課題】

(1) 改善指導を行わなければならない施設も少なくなく、定期的な立ち入りによる改善確認を要するが、職員の人員不足のため再度の立ち入りまでに期間を要しています。

【取組の方向性】

(1) 今後も保育所等の運営状況の確認を行うとともに、施設での虐待防止・事故防止対

こども計画素案 イメージ

策等の実施状況においても重点項目として指導・監査を行います。

4 児童育成クラブ運営の充実

児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 児童育成クラブについては、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるよう、児童育成クラブの管理運営・民間補助のほか、入会児童数の増加を踏まえ、支援員の人材確保や施設整備等に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 全クラブでの高学年受入れに向けて、対象クラブ数を着実に増やしている一方で、利用児童数の増加により一部のクラブで施設の狭隘さが課題となっています。

【取組の方向性】

- (1) 安定したクラブ運営に向けた支援員の人材確保策の工夫や、放課後児童対策パッケージで示されている学校の余裕教室の有効活用、国補助事業の積極的な活用等による施設環境改善に取り組んでいきます。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
待機児童数(4月1日現在)	人	0					0	0	
医療的ケア児受入れ数	人	12					16	20	
認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設数	施設	107					115	120	
児童育成クラブ利用者の満足度	%	89.0					90.0	93.0	

施策 1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針 5 子育てにおける経済的な負担の軽減

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 子育て世代への経済的負担の軽減

児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 家庭等における生活の経済的安定に寄与するため、中学生以下の児童の養育者に児童手当を支給しています。令和6年(2024年)10月からは、制度改正に伴い、所得制限の撤廃、高校3年生相当までの支給期間延長、多子加算等を行っています。
- (2) 0歳から中学3年生までを対象に保険診療による医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。令和5年(2023年)12月からは、助成対象者を高校3年生相当まで拡充するとともに、保険薬局に係る自己負担を無料としました。
- (3) 幼児教育・保育無償化に伴い、3～5歳の保育所等の利用料を無償にするとともに、0～2歳についても住民税非課税世帯を対象に無償としています。また、認可外保育施設等及び幼稚園の預かり保育利用者に対する給付等も行っています。
- (4) 生活保護世帯や就学援助世帯等の経済的に困窮する世帯に対して、学校給食費を無償にしています。
- (5) 更なる高等教育費の負担軽減等、子育て世帯や若者に対する経済的支援の拡充について国に要望しています。
- (6) 良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進として、住宅セーフティネット制度について、HPやパンフレットにて広報してきました。

【現状と課題】

- (1) 現状では特に課題はありませんが、子育て世帯のニーズを踏まえ、必要に応じて今後も制度の見直し等を行う必要があります。
- (2) こども医療費助成について、自治体間で助成制度が異なり、自治体の規模や財政力によってサービス水準に格差が生じていることから、全国一律での制度実施が必要です。
- (3) 第2子以降の保育料・副食費など、自治体の規模や財政力によってサービス水準に格差が生じていることから、全国一律での制度実施が必要です。
- (4) 学校給食がこどもたちのセーフティネットとしての機能を有している中、学校給食費の無償化について、自治体の規模や財政力によってサービス水準に格差が生じていることから、全国一律での制度実施が必要です。
- (5) 高等教育費の負担軽減について、授業料減免や給付型奨学金の世帯収入基準の緩和など、修学支援の更なる充実が必要です。
- (6) 子育て世帯への居住支援として、空き家の活用の可能性があるものの、活用を促す

こども計画素案 イメージ

ための支援制度が乏しい状況です。子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整備する
必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 令和6年（2024年）10月の児童手当制度改正に伴い支給対象者が拡充されたことから、新たに支給対象となる方へ確実に支給するため、引き続き適正な給付を推進していきます。
- (2) こども医療費負担軽減のため、引き続き、助成を行っていきます。また、医療費の審査・支払事務を委託することで、市民の利便性向上や職員の事務負担の軽減を図ります。
- (2)(3)(4) 他都市の動向を調査・研究するとともに、全国一律での制度実施となるようあらゆる機会を通じて引き続き国に要望していきます
- (5) 更なる高等教育費の負担軽減が図られるよう引き続き国に要望していきます。
- (6) 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に中古住宅購入補助や空き家のリフォーム補助を行うことで、中古住宅の流通を促進するとともに、子育て世帯に対する住宅支援を強化します。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		R9年度	R13年度
児童手当の支給延べ件数	件	144,000						347,000	347,000

施策 1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針 6 地域主体の子育て支援

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 子育て支援拠点における子育て支援

子育て支援センター等を拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 公立及び私立保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、市内 18 箇所で子育て全般に関する支援を行っています。
- (2) 街なか子育て広場やつどいの広場、児童館等の子育て支援拠点施設においても、子育てに係る相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行っています。

【現状と課題】

- (1) 子育て支援センターは、市民ニーズに合った設置数や設置場所等となっているか、検討が必要です。また、センターや利用方法を知らないことで利用に繋がっていない市民も多く、周知・広報を充実させていく必要があります。
- (2) 子育て支援拠点施設は、利用者数の増加とリピーターの多さから、地域に根付いた子育て支援の拠点として評価されています。今後は、来館できない方へのサービス提供が求められています。また、保護者同士の交流や社会とのつながりの場として重要視されており、近隣に増加している T S M C 関連の外国籍居住者との共生社会の一端を担うことが期待されています。

【取組の方向性】

- (1) 子育て支援センターでは、他施設との連携行事など子育て世帯のニーズに合った事業を積極的に実施していきます。また、紙媒体に加え SNS を活用した効果的な広報を行い、全ての子育て世帯へ情報を届けることができるよう周知方法を改善していきます。
- (2) その他の子育て支援拠点施設では、市民との交流を続けながら、地域団体との連携強化や子育て関連情報の動画配信サービスに取り組んでいきます。また、子育て情報交換や地域交流の場として広報・周知を進めていきます。

2 地域との連携による子育て支援

こども食堂への支援、子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援と育成を図り、地域との連携協力を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 地域でこども食堂や子育て支援活動を行っている団体等に対して、こどもの未来応援基金等を活用した活動助成や結婚・子育て応援サイトによる広報支援等を行っています。
- (2) 民生委員・児童委員による登下校時のあいさつ運動などの見守り活動、子育て支援制度やサービスの紹介、子育てサロン・子育てサークルを開催し、こどもや保護者同士のふれあいや交流の場を提供しています。
- (3) 乳幼児のこどもたちとその保護者の食育に携わる保育園・幼稚園、地域支援者と連携・協力し、「熊本市こどもの食育推進ネットワーク」をつくり、それぞれの専門性を活かした地域における食育活動を展開しました。
- (4) 各区において、地域団体や住民と連携しながら、地域への愛着形成や担い手育成などを目的に、こどもや子育て当事者、地域住民との交流促進、学びや体験イベントの実施などを行っています。

【現状と課題】

- (1) こども食堂は、食事の提供以外にも食育活動、学習支援等多様な活動を展開し、多くは対象を限定せず、地域の誰もが利用できる形で運営していることがあまり知られていない状況にあります。また、こども食堂の開設数は増加しているものの、令和6年（2024年）10月末時点で、全92校区中31校区が未開設となっています。また、令和5年度（2023年度）に行ったこども食堂へのヒアリングでは支援の継続や拡充、地域の理解や協力、運営者同士の情報交換の場が求められています。
- (2) 民生委員・児童委員は恒常的に欠員の生じている地域があるほか、雇用年齢の延長等を背景に、担い手確保が課題となっています。
- (3) こどもの食育推進ネットワークでは、食育担当者間の連携と情報交換及びスキルアップのための研修会を開催しました。また、こどもの生活リズムの定着のため、保育園、民生委員・児童委員等のメンバーと連携し「はやね・はやおき・朝ごはんカード」の家庭での取組を支援しました。

【取組の方向性】

- (1) これまでの取組の充実を図りながら、全小学校区でのこども食堂開設を目指し、こども食堂のPRに取り組み、地域住民や地域団体の興味関心を高めるとともに、こども食堂設置者と新規開設希望者のネットワークづくりを促していきます。
- (2) 民生委員・児童委員活動への理解を促進するための啓発活動や民生委員・児童委員の負担軽減について民生委員児童委員協議会・熊本市社会福祉協議会・市の三者協議を行い、担い手確保を図っていきます。
- (3) 「はやね・はやおき・朝ごはんカード」の取組を継続するとともに、保育所・幼稚園等の施設において、地域の多様な関係者との連携・協働での食育の取組の活性化

こども計画素案 イメージ

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- を図っていきます。
- (4) 地域の特性をふまえながら、地域団体や住民と連携したこどもや子育て当事者の体験や交流の機会創出等に取り組んでいきます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
地域子育て支援拠点施設利用者数	人	85,186					102,000	122,400	
子育て応援団体登録数	団体	98					150	200	
こども食堂開設校区数	校区	53					73	92	

施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援基本方針

基本方針1 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

1 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の発生予防、早期発見及びこどもや家庭への適切な支援のため、より専門性の高い相談支援体制を構築します。

【これまでの主な取組】

- (1) 特定妊婦等に対して、電話、メール、訪問等による相談支援及び一時的な住まいの提供を行いました。
- (2) 児童相談所では、社会福祉職をはじめとする専門職の採用及び配置を進め、令和3年（2021年）に常勤弁護士、令和4年（2022年）には常勤医師をそれぞれ配置しました。
- (3) 要保護児童等の通告、相談支援への対応及び要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携・連絡調整を実施し、児童虐待の予防及び早期発見・対応を行っています。また、オレンジリボンサポーター養成講習会等を実施し、児童虐待防止推進に係る啓発に努めました。さらに、相談支援体制を強化するため、令和3年度（2021年度）に児童家庭支援センターを設置し、地域・家庭等からの子育てに関する相談等に応じています。令和6年度（2024年度）には、各区役所にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行っています。
- (4) 子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての等を行うことで虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐため子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を行っています。

【現状と課題】

- (1) 相談件数が増加するとともに、相談内容も複雑化しています。
- (2) 第7次定員管理計画を策定し、児童福祉司及び児童心理司の増員を進めてきたものの、児童福祉法等における配置標準数の充足には至っていません。また、相談が複雑・多様化する中、職員一人一人の更なる専門性向上が必要です。
- (3) 児童虐待相談対応件数が年々増加していることから、今後も児童虐待防止への取り組みを強化し、要保護児童対策に対する各関係機関との情報の共有、連携の強化及び相談体制の充実を図る必要があります。児童家庭支援センターにおける相談件数は、令和3年度（2021年度）：1,834件、令和4年度（2022年度）：3,299件、令和5年度（2023年度）：4,980件と年々増加しています。
- (4) 切れ目のない支援を実現するため、様々なニーズに対応し、家庭支援事業などの支

こども計画素案 イメージ

援の種類・量・質を充実させ支援体制を拡充することが求められています。

【取組の方向性】

- (1) 特定妊婦に対する相談支援体制を強化するとともに複雑化する相談内容に対応するため、心理療法、法律相談による支援を行います。
- (2) 児童相談所では、引き続き、児童福祉法等における配置標準数充足を進めるとともに、研修を充実させ、より専門性の高い助言や指導を受けられるような相談支援体制を構築していきます。
- (3) 児童家庭支援センター及びこども家庭センターでは、引き続き、相談支援体制を強化し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、切れ目なく、漏れなく対応していきます。また、オレンジリボンサポーター養成講習会等を継続して実施し、更なる児童虐待防止推進啓発に努めます。
- (4) 虐待への予防的対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、家庭支援事業を含め、様々なニーズに対応するための支援体制を拡充していきます。

2 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの相談支援体制の整備、居場所づくりに取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 令和6年（2024年）10月から業務委託にて「熊本市若者・ヤングケアラー支援センター」を設置し、これまでの傾聴型の相談に加え、同行支援等の積極的なアウトリーチ型の相談支援に取り組んでいます。あわせて、ヤングケアラーに関する相談支援体制の整備、若者・ヤングケアラーの居場所づくりにも取り組んでいます。

【現状と課題】

- (1) ヤングケアラー問題は、重大な権利侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族が自覚していない場合もあり、問題が顕在化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携を図りながら、早期発見・早期支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き、若者・ヤングケアラー支援センターにおいて、若者やヤングケアラーの相談支援に取り組むとともに、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。

3 社会的養護を必要とするこども・若者支援

こども計画素案 イメージ

1 児童福祉施設等の適切な運営支援等を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもに対
2 する家庭的な養育環境の整備を図ります。

【これまでの主な取組】

5 (1) 児童福祉施設等における施設整備、人材確保等に要する費用の補助や監査を実施す
6 るなど、施設等の適切な運営に向けた支援を行いました。

7 (2) 里親委託の推進に向け、広報やリクルート活動の強化、研修の充実、支援体制の整
8 備を図りました。

【現状と課題】

11 (1) 児童福祉施設等の職員には高い専門性が求められているが、多くの施設等において
12 人材確保・定着に苦慮しており、施設の I C T 化の推進等による職員の負担軽減等
13 の環境整備とともに支援が求められています。

14 (2) 里親登録者数は年々増加しているものの、区ごとの里親登録者数に差があり、里親
15 委託となったこどもが転校せざるを得ない状況が生じているため、里親が少ない地
16 域におけるリクルート活動の強化が求められています。

【取組の方向性】

19 (1) 施設の適切な運営に向け、研修の実施による人材育成を推進するとともに、人材確
20 保・定着や環境整備のための補助等を行います。

21 (2) 各区、各校区に里親登録者を配置するため、里親支援センターと協力しながら里親
22 制度の周知啓発及びリクルート活動を推進します。

4 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実

27 障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援
28 を行います。また、医療的ケア児及びその家族が、必要とする医療的ケアの種類や生活の実
29 態に応じて、日常生活において必要な支援を受けられるよう相談体制や療育環境の整備を
30 行います。

【これまでの主な取組】

33 (1) こどもの発達支援センターでは、こどもの発達に関する保護者からの相談に迅速に
34 対応するため、初期来所相談（心理評価と成育歴聴取）の新規枠拡大や保護者の来
35 所面談枠を開設しました。

36 (2) 重症心身障がい児等とその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよ
37 う、医療・福祉サービス等の体制整備を行いました。児童発達支援センターに機能
38 強化員を配置し、圏域内の障害児通所支援事業所への巡回訪問等を実施しました。

39 (3) 身体上の障がい、または将来において障がいを残すと認められる児童で、確実に治

こども計画素案 イメージ

療効果が期待できる者に対して自立支援（育成）医療費の給付を行いました。令和5年度（2023年度）の給付件数は301件となっています。

（4）障がいのあるこどもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援等の障害児通所支援サービスによる適切な支援を行っています。

（5）医療的ケア児及びその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよう市基幹相談支援センター9カ所に医療的ケア児等コーディネーター（市町村コーディネーター）を配置しました。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの受入支援や短期入所施設への補助を行っています。

（6）市立学校・園において、医療的ケア児が、安全安心な学校生活を送るために学校看護師の配置を行っています。

【現状と課題】

（1）来所相談の枠を拡大して待機期間の短縮に取り組みました。今後も相談の増加が見込まれているため、相談体制の見直しや職員の人員不足が懸念されます。

（2）療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関が連携し、切れ目のない支援と環境づくりが求められています。また、こども本人だけでなく、家族に対する精神的なフォローも含め、乳幼児期から成人期までの連携した支援体制を充実させる必要があります。

（3）給付件数が年々減少傾向にあるため、治療が必要な児童が漏れなく制度を利用できるよう市民への周知に努める必要があります。

（4）障害児通所支援サービスについては、利用者数、事業所数とも右肩上がりに増加しているため、療育の質の向上と平準化が課題となっています。

（5）医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう相談体制の整備に取り組んでいます。一方で障害福祉サービス等とつながりキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの認知度を高める必要があります。また、医療的ケア児を受け入れる児童発達支援センターや放課後等デイサービス、短期入所施設を拡充していく必要があります。さらに、災害時の避難場所や避難できる医療機関も不足しています。

（6）看護師確保に向けて、看護協会や県小児在宅医療支援センターとの連携を進めていますが、看護師の確保が年々難しくなっています。

【取組の方向性】

（1）保護者からの相談に対して、迅速かつきめ細かで寄り添った対応を実施します。

（2）障がいやその疑いのあるこどもと保護者が地域で療育相談や指導を受けられるよう、在宅支援を充実させます。また、障がいに関する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、関係機関と連携して知識の普及・啓発に努めます。

（3）治療が必要な児童に対して、引き続き、医療費の給付を行います。

（4）第3期熊本市障がい児福祉計画に基づき療育の場の充実に努めるとともに、事業所

の支援プログラムの公表など質の担保と向上を推進していきます。

(5) 医療的ケア児やその家族が地域において適切な支援が受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組を推進します。

(6) 安定的に医療的ケアを実施できる体制整備を進めていくために、看護師確保と看護師配置の方法について研究していきます。

5 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援

それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。

【これまでの主な取組】

(1) 学校教育に関する専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ」の配置のほか、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実に取り組んできました。

(2) 複雑化するこどもの権利侵害に関して、学校内外を問わず相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して解決に向けて取り組む「こどもの権利サポートセンター」を令和6年（2024年）1月に開設しました。

【現状と課題】

(1) 学校教育コンシェルジュによる課題の解決や、スクールソーシャルワーカーによる事業効果には一定の成果が見られています。

(2) 福祉と教育の連携強化を図り、こども本位の包括的な支援体制を新たに構築しました。今後、相談件数の増加や複雑な事案等も想定されることから、相談員のさらなるスキルアップが必要です。「誰もが、いつでも、どこでも、気軽に相談ができる」よう相談の容易性を向上させていく必要があります。

教育情報誌への掲載やカードの配付、市立小中学校の児童・生徒に配布されているタブレットを活用してこどもホットラインの紹介などの広報に努めていますが、こどもホットラインの認知度をさらに向上させていく必要があります。

【取組の方向性】

(1) 制度のより一層の周知に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーへの相談数の増加に対応するため、増員や研修の充実を図りながら、育成・指導を行う経験豊富な人材の採用を検討します。

(2) 様々な研修への参加や外部講師を招いた研修などの計画的な実施や、SNSを活用した環境の整備などを行います。引き続き市政だより等への掲載、チラシやカードの配布、市立児童生徒の学習用タブレットを使った広報などを行うとともに、こどもの権利擁護及びこどもの権利の啓発に取り組んでいきます。

6 課題を抱えるこどもの孤立防止

課題を抱えるこどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 令和5年(2023年)8月、家庭又は学校に居場所のないこどもへの安心できる居場所を1箇所設置しました。専門の支援員を配置した上で、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた包括的な支援を実施しています。
- (2) 【再掲】令和6年(2024年)10月から業務委託にて「熊本市若者・ヤングケアラー支援センター」を設置し、これまでの傾聴型の相談に加え、同行支援等の積極的なアウトリーチ型の相談支援に取り組んでいます。あわせて、ヤングケアラーに関する相談支援体制の整備、若者・ヤングケアラーの居場所づくりにも取り組んでいます。

【現状と課題】

- (1) 居場所における包括的な支援によって、こどもの心身の発達、保護者の養育負担の軽減など、課題の改善につながっています。
- (2) 【再掲】ヤングケアラー問題は、重大な権利侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族が自覚していない場合もあり、問題が顕在化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携を図りながら、早期発見・早期支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、こどもや家庭の課題に応じた支援計画を策定した上で、こどもの居場所における包括的な支援の拡充に取り組みます。
- (2) 【再掲】引き続き、若者・ヤングケアラー支援センターにおいて、若者やヤングケアラーの相談支援に取り組むとともに、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。

7 在住外国人のこどもの支援

在住外国人のこども・若者に対して、日本語指導や生活相談等、個々の状況に応じた支援に取り組みます。

【これまでの主な取組】

こども計画素案 イメージ

- (1) 外国にルーツを持つこどもの支援事業を国際交流会館の指定管理事業として実施しています。外国籍の児童生徒に対して、保護者とともに、日本語学習だけでなく、教科学習支援、生活相談等を行っています。令和4年度（2022年度）からは未就学及び低学年児童へと対象を拡充しています。

【現状と課題】

- (1) 本市の在住外国人は、TSMC進出等により年々増加傾向で過去最高を更新し続けていることから、今後も当該事業の対象となる世帯が増加することが見込まれます。一方で、当該事業がNPO法人と連携して実施しているが、NPOの人員不足や高齢化による後継者問題などもあり、今後の事業の継続性について懸念されます。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き当該事業の普及啓発に努めることにより、潜在的なニーズの掘り起こしを行うことで、学校生活から取り残される外国にルーツを持つこどもたちの居場所づくりを支援していきます。一方で受け皿不足が見込まれることから、今後の方向性について、教育現場や関係機関と連携しながら検討していきます。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
オレンジリボンサポーター養成講習会参加者数(延べ)	人	9,564					11,964	14,364	
スクールソーシャルワーカーの支援件数のうち問題解決及び好転した件数	件	634					1,200	1,200	
学校教育コンシェルジュへの新規の相談のうち終結に至ったケースの割合	%	98					100	100	
里親委託率	%	24.1					33.6	42.4	

施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援

基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

1 ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭への就業支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業や、資格取得を促進するための助成及び給付、入学準備金・就職準備金及び住宅支援資金の貸付などを行っています。また、熊本市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、キャリアカウンセラーによる就労相談や、就業支援のための各種講座等を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 令和5年度（2023年度）の母子・父子自立支援プログラム策定者の就労率は、令和4年度（2022年度）の77.4%から63.8%に減少しました。就職率が減少した要因として、制度周知により相談件数が増加したものの、個々の事情に合わせた支援が必要であり、すぐに就職に結びつかないケースがあったためです。今後は就労に結びつくための取組が求められます。

【取組の方向性】

- (1) ひとり親家庭に対する自立支援については、関係機関と連携した就労に結びつくための取組とともに、今後も支援策の普及啓発に努めていきます。

2 ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭への経済的支援の充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の父母又は養育する者に対して児童扶養手当の支給を行っています。
- (2) ひとり親家庭等の方に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等医療費助成制度を設けています。
- (3) ひとり親の経済的自立を支援し、その扶養するこどもの福祉の向上を図るために、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を行いました。また、養育費の確保のための養育費

相談員の配置及び養育費履行確保等支援事業を行いました。

【現状と課題】

(1) 各区保健こども課及び関係機関、ホームページ等の広報を活用し、市民に対し更なる制度周知を行い、支援を必要とする方が制度を適切に活用できるよう努める必要があります。

(2) 父（母）及び児童までを対象に保険診療による医療費の2／3を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減しています。自治体間で助成制度が異なり、自治体の規模や財政力によってサービス水準に格差が生じていることから、全国一律での制度実施が必要です。

(3) ひとり親の経済的自立を支え、その扶養する児童等の福祉の向上を図ることができるよう努めるとともに、養育費を取り決め、確実な取得に繋げるために支援する必要があります。

【取組の方向性】

(1) 毎年実施される現況届提出時等の機会を活用し、受給資格者の方へ丁寧な聞き取り及び支援案内を行うなど、世帯の状況に応じ、今後も適切な給付を行っていきます。

(2) 医療費負担軽減のため、引き続き、助成を行っていきます。また、医療費の審査・支払事務を委託することで、市民の利便性向上や職員の事務負担の軽減を図ります。

(3) 支援を必要とするひとり親家庭が漏れなく制度を活用することができるように、支援策の普及啓発を行っていきます。

3 ひとり親家庭への子育て・生活支援

ひとり親家庭への子育て・生活支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

【これまでの主な取組】

(1) ひとり親の修学等の自立促進に必要な場合や、疾病等の社会的な理由によって一時的に生活援助、保育のサービスが必要な場合など、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しました。

【現状と課題】

(1) ひとり親の就労状況や、疾病等の様々な理由において、家事や育児の負担軽減を図るために、日常生活を支援する必要があります。

【取組の方向性】

(1) ひとり親家庭に対する子育て・生活支援については、関係機関と連携し支援に取組

とともに、今後も支援策の普及啓発に努めていきます。

4 ひとり親家庭への学習支援

ひとり親家庭で生活するこどもたちへの学習等の支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 基礎学力の定着や学習機会の確保などを目的として、地域の学習教室や放課後学習教室を実施しました。また、熊本市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭で生活するこどもたちを対象とした学習支援講座や教養講座を行いました。

【現状と課題】

- (1) 貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭の学びを支える必要があります。

【取組の方向性】

- (1) ひとり親家庭に対する学習支援については、関係機関と連携し支援に取組とともに、今後も支援策の普及啓発に努めていきます。

5 ひとり親家庭が安心して生活するための支援

ひとり親家庭が地域で孤立せず、安心して生活できる環境を整えます。

【これまでの主な取組】

- (1) 熊本市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、生活や子育て等に関する相談、無料法律相談や心理相談などの各種相談対応、親子交流事業を実施しています。

【現状と課題】

- (1) ひとり親の孤立を防ぐために、相談窓口や各種事業の広報啓発を強化し、利用を促進するとともに、世帯間の相互交流による精神的負担の緩和を図る必要があります。

【取組の方向性】

- (1) ひとり親家庭が安心して生活することができるよう、関係機関と連携し、支援策に取り組んでいきます。

こども計画素案 イメージ

1 ■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
母子・父子自立支援プログラム策定件数	件	149					150	150	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(住宅支援資金)申請件数	件	60					70	70	

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援

基本方針3 こどもの貧困対策の推進

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

1 こどもの学力向上と生きる力を育む支援

学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 教育に要する経済的負担の軽減のため、奨学金、就学援助、高等学校進学支援金の着実な実施に取り組んできました。
- (2) 交通遺児の健全な育成を図るため、交通遺児援助基金から、就学援助金及び教育用品（図書カード）を支給しています。
- (3) 基礎学力の定着や学習機会の確保を目的として、教員退職者等の協力を得て、放課後の空き教室を活用した中学生への学習支援を実施しました。
- (4) 生活保護受給世帯の中学生等を対象に高等学校等への進学等に向けた基礎学力向上のための学習支援事業を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 各関係機関に対し制度周知を行うなど、支援を必要とする方が漏れなく制度を活用できるよう周知に努める必要があります。
- (2) 継続的な支援を実施するとともに、市民に対し制度自体の更なる周知を図る必要があります。
- (3) 放課後学習教室においては、令和6年度（2024年度）は10校で実施予定ですが、今後、実施校を拡充していくにあたって、指導員の確保や中学校で独自に実施する学習支援との調整等が課題です。
- (4) 令和5年度（2023年度）は定員60名に対しそれを上回る利用実績があった一方で、当該事業の利用を控える世帯や、学習意欲の低下などにより支援途中で利用を終了する児童がおり、学習意欲を継続させるための取組が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 各関係機関を通じた周知を継続するとともに、申請手続き等における利用者の利便性向上を図っていきます。
- (2) 市ホームページや市政だよりなどで市民に広報を行い、各学校協力のもと、制度の周知を行います。
- (3) 放課後学習教室の実施校を拡充していきます。
- (4) 中学入学時等、早い段階から各世帯へ児童の学習についての動機づけを行います。学習支援の利用の継続が様々な事情で困難な各世帯に対し、家庭訪問等により、学習支援の状況の共有や、家庭での生活や学習の相談等に対応し、事業者や学校等と

連携し、親と子へ継続的にフォローアップ支援を行っていきます。

2 支援が必要な家庭を支える体制づくり

生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに地域や関係機関との連携強化を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) こどもや保護者の悩みごとの相談に対して、専門的なカウンセリングを行うスクールカウンセラーを配置し、課題解決や医療機関等の関係機関へつなぐこと等に取り組んできました。
- (2) 生活自立支援センターでは生活に困窮している方の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方にはその方の状況に応じた支援プランを作成し、支援を実施しています。

【現状と課題】

- (1) スクールカウンセラーを全中学校区に配置し、すべての小学校にも対応でき、カウンセリングが必要なすべての児童生徒が相談できる体制をとっています。
- (2) 支援が必要な家庭の困窮状態が深刻化する前に、庁内外の関係機関等と連携して、できるだけ早期での支援を行っています。

【取組の方向性】

- (1) カウンセリングが必要な児童生徒を的確に把握し、スクールカウンセラーの適切な配置や、相談時間の確保を図っていきます。
- (2) 支援が必要な家庭の早期支援につながるよう、庁内外の関係機関への周知を行い、連携強化を図っていきます。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
放課後学習教室開催校数	件	10					18	26	
こども食堂開設校区数(再掲)	校区	53					73	92	

施策3 こどもを主体とした教育の推進

基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

1 質の高い教育の推進

こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 道德教育のリーダーを養成する道德教育推進研修会の実施や、「心かがやけ月間」における学校(園)、家庭、地域社会が連携した道德教育の推進に取り組んできました。
- (2) 1人1台タブレット端末の活用を促進するための各種研修の実施や、ICT支援員の学校訪問による効果的な活用支援等に取り組んできました。
- (3) 米づくり等の勤労体験学習や、ナイストライ事業による職場体験・職業講話等による勤労観・職業観など豊かな心の育成に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 道德教育に関する各学校の実践の中で生まれた好事例を共有する場や、好事例を生かした研修が必要とされています。
- (2) 1人1台タブレット端末の更新時期を迎えたことから、本市の今後の学習環境の充実のため、よりよい環境を構築する必要があります。
- (3) 勤労体験学習等については、コロナ禍での実施規模の縮小から回復、充実してきています。ナイストライ事業については、地域により事業所の確保ができず、新規事業所の開拓が必要となっています。

【取組の方向性】

- (1) 国事業を活用し、本市の地域の特色を生かし、さらに家庭・地域との連携による道德教育に取り組んでいきます。また、道德教育推進研修会等を活用し、教員の資質向上と学校内の道德教育リーダーを育成するための実践的な学びの場を設けます。
- (2) 1人1台タブレット端末の更新を行うとともに、次期の更新を見据えた中期的なタブレットの利活用計画や教育データの利活用計画を策定し、推進していきます。
- (3) 勤労体験学習等については、可能な限り学校の実施希望に沿った事業実施のための調整を行っていきます。ナイストライ事業については、すべての学校で実施することで、体験活動を通して勤労観・職業観など豊かな心を育み、主体的に将来の職業等について考える力を育成していきます。

1 ■ 検証指標

検証指標		単位	基準値	実績値					検証値	
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると答えた児童生徒の割合	小学6年生	%	83.8					88.0	88.0	
	中学3年生		85.1					90.0	90.0	
人が困っているときは、進んで助けたいと答えた児童生徒の割合	小学6年生	%	90.3					94.0	95.0	
	中学3年生		86.2					90.0	91.0	
各学校の実態に応じた性に関する指導の年間計画に基づく実施状況(8割以上実施した学校の割合)		%	76.8					85.0	90.0	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の全国との比較	小学5年生男子	(全国平均を50とした値)	50.3					50	50	
	小学5年生女子		50.3							
	中学2年生男子		49.8							
	中学2年生女子		49.4							
ドリルソフトやその他のアプリを活用することで、学習内容が理解できるようになったと感じる児童・生徒の割合	小学生	%	78.0					80.0	90	
	中学生		71.0					80.0	90	
授業力向上支援員の派遣回数(小・中)		回	670					700	700	
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学生	%	72.8					77.0	77.0	
	中学生		61.0					64.0	64.0	
こども(幼児)が自分の思いを表現し、意欲的に活動していると思う保護者の割合		%	99.0					100	100	

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

施策3 こどもを主体とした教育の推進

基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進

1 こどもの命と
権利を守る

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

1 特別支援教育の推進

こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 教育活動に支援を要する学校等に学級支援員を配置したほか、各種研修会の開催や校内研修会及びブロック研修会における専門家等の積極的な派遣に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 支援を必要とするこどもの個別の教育支援計画等を活用することにより引継がれた情報の効果的な活用や、特別な支援を必要としているこどもの増加に伴う通級指導教室の拡充の必要性、支援を要する学校の多岐にわたる状況に対応するための体制の確保に課題があります。

【取組の方向性】

- (1) 引継ぎ情報の効果的な活用のためのケース会議や、実態把握に基づく校内支援体制の充実、教員の資質向上に向けた支援体制・コンテンツの整備に努めていきます。

2 いじめや不登校の未然防止

こどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) いじめの未然防止のために生徒指導の実践上の視点（「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」）を活かした学級づくり・授業づくり等を日常的、継続的に実践しています。
- (2) 不登校対策サポーター等による不登校対策のための体制整備のほか、「こどもを守る相談票」による体罰・暴言等が疑われる事案の把握や研修の充実等による再発・未然防止に取り組んできました。

- (3) こども家庭庁の「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」に参加し、いじめに関する研修の受講による相談員のスキル向上や、こども食堂との連携事業などに取り組みました。

【現状と課題】

- (1) 「きずなアンケート」や定期的な教育相談の充実を図り、SCやSSWとの情報共有等によっていじめを早期に見出し、指導や援助、継続的な見守りを行っています。また、「心のきずなを深める月間」において、SOSの出し方に関する教育や学校・家庭・地域が互いの役割と責任を強く自覚して日頃からのいじめの未然防止を全市的に推進しています。そして、学校総体として、こどもたちが自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、豊かな人間性や社会性を身につけ、こども一人一人が命を大切にし、安心して生活できる学校をつくることに取り組んでいます。そういった中でもいじめられたことを「相談したくてもできなかった児童生徒」が小学校で28.3%、中学校で17.2%いることから、本市として、誰にも相談することができないで一人で抱え込んでしまう児童生徒がいることに課題意識があります。今後は、安心して相談できる環境づくりや仕組みが求められています。
- (2) 不登校対策サポーターやフレンドリーオンライン等の取組には一定の成果が見られており、今後も周知等を工夫していく必要があります。
- (3) 学校や教育委員会とは別に相談ルートを設け、相談ルートを複線化するとともに、気軽に相談できる体制を整備し、学校外に設置された第三者的立場を活かしていじめ事案に対応していく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 学校内の相談支援体制の強化、SC・SSWとの連携、様々な相談機関（こどもの権利サポートセンター等）の周知、1人1台端末を活用した相談体制の確立等、児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりを行うとともに、各学校におけるSOSの出し方に関する教育のさらなる推進を進めていきます。
- (2) 不登校傾向にある児童生徒への早期対応を市全体で推進するため、関係機関を周知することでこどもの居場所の選択肢を増やし相談の活性化と支援の向上を図るとともに、関係機関へつなげるための相談体制を整えます。
- (3) 認知度や相談の容易性を向上させるとともに、学校外に設置された第三者的立場であることを活かし、いじめ事案に取り組んでいきます。

3 体罰・暴言等の根絶

こどもの人権を尊重し、体罰・暴言等の不適切な指導の防止に努めます。

【これまでの主な取組】

こども計画素案 イメージ

- (1) 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員による体罰禁止の徹底と暴言等不適切な指導の防止を徹底します。また、学校現場における体罰・暴言等、こどもの権利侵害事案に対する再発防止と迅速・適切な事後対応策を実施します。

【現状と課題】

- (1) 体罰・暴言等を行った教職員の改善状況について、教育委員会による評価の仕組みを構築できたものの、学校への引継ぎ体制の仕組みが必要となっているほか、体罰等審議会における認定事案以外の協議や検証といった再発・未然防止のための取組が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 体罰・暴言等の再発・未然防止のため、改善状況の確認や継続的な研修体制の構築を図るとともに、「こどもを守る相談票」の認知向上や、体罰等審議会でのこれまでの対応状況の検証や問題点の分析等に取り組んでいきます。

■ 検証指標

検証指標		単位	基準値	実績値					検証値	
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
授業において、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていると思う児童生徒の割合	小学6年生	%	81.6					83.0	83.0	
	中学3年生		68.6					75.0	75.0	
特別支援教育にかかる校内研修(オンライン研修含む)を受けた教員の割合(幼・小・中・高)		%	86.9					100	100	
いじめを受けた児童生徒のうち、誰にも話していない児童生徒の割合(「自分で解決できる」、「周りが解決してくれる」を除く)	小学生	%	28.3					0	0	
	中学生		17.2					0	0	
日本語指導受入れ対応児童生徒の延べ人数		人	87					90	100	
配慮を必要とする児童生徒の共に学ぶための支援方法を検討するケース会議等の実施回数		回	2,064					2,500	2,500	
体罰等審議会における体罰・暴言等の認定件数		件	12					10	6	

1 施策3 こどもを主体とした教育の推進

3 基本方針3 最適な教育環境の整備

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

1 地域や家庭と連携した教育環境の整備

地域の実態に応じた学校運営ができるよう学校・家庭・地域の連携を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 地域人材を学校支援ボランティアとして活用し特色ある教育活動と地域に開かれた学校づくりを推進したほか、学校評議員による地域の意見の学校運営への反映等に取組んでしました。

【現状と課題】

- (1) 学校支援ボランティアの活用数に学校間で差があることや、コーディネーター配置による成果については十分な検証ができておらず、今後の展開については検討が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 学校支援ボランティアの活用実績をまとめ、更なる地域人材の活用を推進していきます。

2 教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化

質の高い教育を維持・発展させるために、教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化を進め、優れた人材の確保に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 「学校改革！教職員の時間創造プログラム」をはじめとする教職員の働き方改革や、管理職を対象とした研修において学校マネジメントをテーマとした研修などに取り組んでしました。

【現状と課題】

- (1) 働き方改革の取組により一定の成果が見られたが、在校等時間の削減に関する目標については達成に至っておらず、教頭業務の見直しや学校部活動のあり方について検討する必要があります。

【取組の方向性】

- (1) プログラムの進捗管理を行いながら、見えてきた課題については分科会等を通じて
随時協議を行い、課題解決に向けて取り組んでいきます。

3 学校のバリアフリー化・デジタル化

バリアフリー化やデジタル化に対応した環境整備を進めます。

【これまでの主な取組】

- (1) トイレの洋式化整備計画に基づき、計画的な洋式化を実施してきました。(教育)
- (2) 学校教育の関係機関を結ぶネットワークの構築を行うとともに、校務支援システムの運用による校務の効率化や保護者との連絡アプリ導入による保護者の利便性の向上、教職員業務の負担軽減に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 夏季休業期間以外にも工事が可能な学校を募集し、トイレ洋式化の加速化を図っています。
- (2) ネットワークやシステムのパフォーマンス向上や安定稼働、ICT支援員による活用支援などに取り組んでいます。

【取組の方向性】

- (1) トイレ洋式化事業は令和12年度(2030年度)事業完了を目指し、順次改修に取り組んでいきます。
- (2) 教育環境のデジタル化の方向性について、国の動向を見ながら先進事例の調査や検討を行い、今後のあり方検討や効果的な利活用を推進していきます。

1 ■ 検証指標

検証指標		単位	基準値	実績値					検証値	
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		R9年度	R13年度
トイレ洋式化整備計画(10か年計画)の進捗率		%	49.0						73.0	100
小中学校における防災教室の実施率		%	83.0						90.0	95.0
教員採用選考試験における志願者数		人	615						670	700
児童の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小学生	%	91.3						100	100
	中学生		97.7						100	100
スクールソーシャルワーカーの支援件数のうち問題解決及び好転した件数(再掲)		件	634						1,200	1,200
学校教育コンシェルジュへの新規の相談のうち終結に至ったケースの割合(再掲)		%	72.5						85.0	90.0
学校が家庭や地域と連携・協力しながら教育活動を進めていると思う保護者の割合		%	76.9						80.0	85.0
園・学校の学校支援ボランティアにおける延べ活動者数		人	30,554						40,000	40,000

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

施策3 こどもを主体とした教育の推進

基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

1 多様な学びや体験機会の提供

こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。

【これまでの主な取組】

- (1) 海外友好姉妹都市等との青少年交流に取り組んでいます。
- (2) 認知症サポーター養成講座や中学生のジュニアヘルパー活動を実施し、こどもたちが地域社会と関わりながら学ぶ機会を増やしています。
- (3) 地球温暖化対策、生物多様性や地下水保全に関する教育を通じて、こどもたちに環境保全の重要性を伝えています。
- (4) 学校の授業としてホール等に出向き公演を鑑賞するほか、アーティストや伝統芸能等の講師を学校へ派遣し、授業の中で芸術鑑賞や創作活動、伝統文化の鑑賞・体験を行うなど、こどもたちが文化芸術に親しむ機会の提供を行っています。
- (5) 市民活動支援センター・あいぽーとを中心に若年層（主に高校生・大学生等を想定）をはじめ多くの世代の地域活動やボランティア活動参加を促進しています。
- (6) 小中高校、大学、保育所等と連携し、次世代を担う若い世代等を対象に、郷土料理や伝統料理（行事食など）の調理実習を実施しています。
- (7) 地域の農水産業や農水産物について、パンフレットやSNS等で情報発信するとともに、市民農園（熊本市ファミリー農園）の利用を推進しています。

【現状と課題】

- (1) 国際感覚に優れたグローバルな人材を育ていくことが今後より一層求められています。
- (2) 認知症サポーターやジュニアヘルパーの育成を継続し、地域における世代間交流をさらに活性化する必要があります。
- (3) 地球温暖化、生物多様性、地下水保全、食品ロスやプラスチック削減の認知度・理解度を向上させる取組と、ごみ処理やリサイクルに関する教育の継続が必要です。
- (4) 化芸術活動の担い手が不足しており、こどもたちが学校等において公演などの鑑賞体験ができる機会の充実が必要です。
- (5) 高校・大学生などの若い世代のボランティアへの参加が、増加傾向にあるが、社会人になっても市民活動を継続できる取組が必要です。
- (6) 家庭の食事に郷土料理を取り入れている市民の割合は低下しており、郷土料理への理解を深め、伝統的な和食文化を次世代に継承することが必要です。
- (7) 地域の農水産業や農水産物への市民の理解が進む中、特に若い世代において更なる理解醸成を図る必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 海外友好姉妹都市等との青少年交流を促進し、国際感覚に優れた人材の育成を目指します。
- (2) 認知症サポーター養成講座やジュニアヘルパー活動を継続し、地域における世代間交流を活性化します。
- (3) 地球温暖化、生物多様性、地下水保全、食品ロスやプラスチック削減の認知度・理解度向上のためのイベントや出前教室の実施と、ごみ処理やリサイクルに関する教育を継続します。
- (4) こどもの頃から文化芸術の体験など楽しいと感じる機会を提供することや、学校を中心に、文化施設や地域でこどもを対象とした文化芸術鑑賞を行い、こどもたちが等しく文化芸術に触れる機会を作ります。
- (5) 引き続き、あいぽーとを拠点としながら、若い世代の継続的なボランティア参加を呼びかけていきます。
- (6) 熊本の食文化伝承のため小中学生を対象とした郷土料理教室「いきなり団子プロジェクト」の実施や地元の農産物を活用した「熊本のごはん」レシピ集の周知啓発により食育を推進します。
- (7) 地域の農水産業や農水産物についての魅力や価値等を若い世代にも分かりやすく伝えるとともに、農水産業の体験活動を推進します。

■検証指標

※検討中

施策4 まちを支える人材の確保・育成

基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

1 多様な働き方ができる労働環境の整備

女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子育て・介護中の人など多様な人材の活躍促進に向けて、多様な働き方を選択できる労働環境の整備の支援及びマッチング支援に取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 個々のライフスタイルに応じた多様な働き方を促すため、テレワークに関する市民向けのセミナーやテレワークに必要なスキル習得にかかる講習を実施するとともに、テレワーク業務とのマッチングを実施してきました。
- (2) 熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通し、情報誌「しごといく」を作成し、企業に対し、障がい者雇用に対する理解促進を行いました。
- (3) 熊本県の委託事業として、国際交流会館の外国人総合相談プラザにおいて、就職に関する専門相談を実施してきました。
- (4) 職場も含めた社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行うほか、女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 時間的制約等により就労を制限している者も存在しており、個人のライフスタイルや就業ニーズに応じた働き方を可能とする機会の創出が必要です。
- (2) 障がい者雇用を進めていくうえでは、企業側の受け皿の確保と同時に障がい者への支援を両輪として進めていく必要があります。
- (3) 外国人雇用を進めていくうえでは、企業側の受け皿の確保と同時に外国人への支援を両輪として進めていく必要があります。
- (4) 様々な分野での女性の登用・参画が十分に進んでいません。性別にかかわらず誰もが自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる男女共同参画社会の一日も早い実現が求められています。

【取組の方向性】

- (1) テレワークをはじめとした多様な働き方に関する講演会や勉強会の開催等による啓発及び就業支援を行うとともに、企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を実施していきます。
- (2) ハローワーク、障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター、障がい福祉

こども計画素案 イメージ

サービス（定着支援、移行支援、就労継続支援（A、B型））等の支援機関と連携を図りながら、本人及び雇用側からの相談への支援や助言、両者の調整等を行いながら、本人の個性を活かして働ける環境を作っていきます。

（３）国際交流会館の外国人総合相談プラザにおいて、在住外国人の多様な働き方に関する相談に対応していきます。

（４）子育て中の女性を含めた、希望するすべての女性の活躍推進に向けて、男女共同参画センターはあもにいの主催講座参加者への託児サービスと能力開発・就労支援を行うとともに、性別にかかわらず仕事と生活の調和が図られるよう支援体制の整備に取り組んでいきます。

2 高度な技術等を有した人材のマッチング

高度な技術や知識を持つ人材がその能力を活かし、活躍できるよう、人材のマッチングを進めます。

【これまでの主な取組】

（１）未就労女性等離職中の方への就業機会の拡大と技能向上を目的として、熊本市職業訓練センターで訓練講座を受講した方を対象に、受講料の半額を助成してきました。また、eラーニングでのリスキリングにより求職者等への就労に必要な能力の習得やスキルアップ支援を実施してきました。

【現状と課題】

（１）半導体関連企業の進出により、地場企業の人材確保に対する課題が高まっており、個人の能力向上による労働生産性の向上や企業における業務改善を促す必要があります。

【取組の方向性】

（１）熊本市職業訓練センター等における技能訓練等を通し、高度な技能や知識を有する職業人の育成を支援します。また、個人のスキルアップ支援やその能力を活かせる環境づくりに取り組んでいきます。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
多様な人材の活躍促進に関するセミナー等の参加者数	人	361					580	720	
男女共同参画センターはあもにいの利用者数	人	102,474					133,630	164,800	
熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	238 (R4年度)					446	745	

施策4 まちを支える人材の確保・育成

基本方針2 人材の定着と移住の促進

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

1 人材の定着促進

若い世代をはじめとした人材の地元への定着及びU・I・Jターン等の人材確保策の強化に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 地場企業や地域産業への理解を深めるため、小中学生向けのオンライン授業や、高校の進路指導担当者と求人予定企業との意見交換会を実施しました。また、大学生を対象とした地場企業へのインターンシップや意見交換会も行いました。
- (2) 大学コンソーシアム熊本において「留学生のための就職支援講座」を実施するとともに、県内企業で学生のインターンシップ事業を行いました。
- (3) 令和6年度(2024年度)から、熊本市内の居住誘導区域外に居住の子育て世帯、若者夫婦世帯に対して、居住誘導区域内の中古住宅購入補助を始めました。
- (4) 関係機関と連携した新規就農サポート体制による相談会やフォローアップ実施等の就農・営農定着の支援に取り組んでいます。
- (5) 県や他市町等の新規漁業就業者への支援内容について情報収集を行いました。
- (6) 地域コミュニティの維持のため、若年層を中心とした幅広い年代のボランティア活動や地域活動等への参加を促す取り組みとして、参加にインセンティブを付与するくまもとポイント事業に取り組んでいます。

【現状と課題】

- (1) 生産年齢人口の県外への流出は深刻な状況にあり、大学生の5割、高校生の4割が就職を機に県外へ転出していることから、若年層の地元定着へ向けた取組の強化が必要です。
- (2) 県内企業で外国人を採用する企業が限られているため、就職時に東京や福岡などの大都市に人材が流出しており、県内で就職できる環境の整備と地元での就職を希望する人材のマッチングを進める必要があります。あわせて、外国人の日本語能力の強化も求められます。
- (3) 中古住宅購入補助の利用は順調に推移していますが、子育て世帯、若者夫婦世帯の利用を促進する必要があります。
- (4) 就農時に必要となる初期投資(機械・施設等の導入、運転資金等)や、経営が安定するまでの所得の確保が、就農希望者の負担となっています。
- (5) 引き続き県や他市町等の新規漁業就業者への支援内容について情報収集しつつ、本市においても就業支援について漁業実態を踏まえ検討する必要があります。
- (6) 若年層のボランティアや地域活動への参加を増加させるため、くまもとアプリの周

知やアプリを活用したボランティア活動等の幅を広げていく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 将来を見据えたキャリア育成支援などによる若い世代への地元企業の認知度向上や地元定着に向けた取組を継続・強化していきます。
- (2) 大学コンソーシアム熊本における就職支援の取組を強化するとともに、在住外国人への日本語教育支援体制を整えます。また、県内企業での受入れ促進のための取組を進めていきます。
- (3) 子育て世帯、若者夫婦世帯に対して、中古住宅購入補助の利用を周知していくことで、若い世代をはじめとした人材の地元への定着を図ります。
- (4) 新規就農者の経営発展のための機械・施設等導入支援や、経営が軌道に乗るまでの期間の資金交付等により就農・営農定着を支援します。
- (5) 新規漁業就業者への支援内容を検討するとともに、必要な支援体制を整えていきます。
- (6) 就職や就学時に活用可能な活動証明書が発行できるアプリの機能を、SNSやWEB広告を活用し広報するとともに、インセンティブの充実を図ります。

2 移住促進

移住希望者等の多様なニーズを踏まえつつ、本市の魅力を発信するとともに、移住促進のための支援施策の充実に取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 公式移住サイトや移住プロモーションを通じて情報発信を行い、U・I・Jターンサポートデスクによる移住・就業相談や移住者交流会を実施しています。また、東京23区からの移住者や県外からの移住者に対して、移住支援金や転居費等支援金を交付しています。
- (2) 首都圏から熊本市を応援する組織「TOKYO BASE 096」のSNS等で移住やU・I・Jターンイベント等の情報発信を行うとともに、本市出身の学生等との定期的な情報交換を行いながら、本市の魅力発信に取り組んでいます。
- (3) 市民の異文化理解の促進のための講座や在住外国人への日本語教育、フェアトレードの理念周知等を行い、地域社会における国際化を促進し、外国人にも住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

【現状と課題】

- (1) 全国の自治体で移住者の奪い合いが激化する中で、移住を検討している者が本市を選定するきっかけ作りが必要です。
- (2) 首都圏において、半導体関連企業の進出等により本市への関心が高まる中で、若い

こども計画素案 イメージ

- 世代に本市に関する情報が十分伝わっていないとの声もあることから、本市の雇用や生活、環境に関する魅力等の発信方法について工夫が必要です。
- (3) 熊本市の在住外国人数は令和6年(2024年)9月末時点で10,259人で過去最高となっており、日本人と外国人が共に活躍できる共生社会の実現に向けて、双方にとって本市が住みやすいまちと実感できる取組が必要です。

【取組の方向性】

- (1) サポートデスクにおける移住希望者への支援を継続するとともに、域外からのU・I・Jターン就業促進のため、県外大学生を対象にした地場企業のインターンシップや移住者向けコミュニティの整備を実施することで域外からの人材確保を促進していきます。
- (2) 本市出身者を含む首都圏の学生に、地場企業や本市への立地企業に関する情報について工夫しながら伝えていくとともに、引き続き「TOKYO BASE 096」の会員とも協力しながらSNS等で情報発信を行います。
- (3) やさしい日本語の普及啓発と併せて在住外国人への日本語教育の更なる体制整備を進めます。また、外国にルーツを持つこどもたちへの支援等についても取組を継続します。

■ 検証指標

検証指標	単位	基準値	実績値					検証値	
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R9年度	R13年度	
就職面談会等の参加者数	人	1,315					1,360	1,400	
移住促進施策を通じて移住した人数	人	273					280	320	
国際関係ボランティア活動数(延べ人数)	人	3,459 (R4年度)					5,200	7,000	

施策5 こども・子育て視点での環境整備

基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

3 安全・安心な
居場所づくり
・学びの提供

1 安全・安心で快適な環境整備

こども・若者や子育て世代の方が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 歩行者の利便性及び安全性の向上に向けて、中心市街地の道路空間の再配分や利活用に取り組みました。また、まちなか駐車場適正化計画を策定し、駐車場の総量と配置の適正化を推進しました。
- (2) 令和5年(2023年)6月にバリアフリーマスタープランを策定し、令和6年(2024年)3月からはバス停のベンチの設置を開始し、43基の整備を完了しました。また、日本初の超低床電車を導入し、車いすやベビーカーでの乗降が容易な車両のバリアフリー化を進めました。
- (3) 公園や観光施設、公設運動施設においては、遊具やトイレなど老朽化した施設の更新を進めるとともに、除草、樹木剪定、トイレ清掃、照明灯のLED化などの維持管理を実施しました。また、幼稚園や小中学校においても高木の維持管理を行い、こどもたちが安全に過ごせる環境を整備しました。
- (4) 熊本駅と中心市街地を結ぶ「まちなかループバス」の運行や、公共交通利用促進キャンペーン、「バス・電車無料の日」、「バス・電車100円ウィーク」等を交通事業者と連携して実施しました。また、交通事業者の取組として市内中心部での路線バス運賃180円均一エリア、Myバス時刻表のサービス等があり、これらに関する周知を行いました。

【現状と課題】

- (1) 中心市街地では、こどもの遊び場やトイレスペースの不足、ベビーカーが通りにくい、ハートフルパスの駐車場が少ないなどの状況が見られます。
- (2) バリアフリーを推進するにあたり、関係各課及び関係団体、施設管理者等との連携・協力が必要です。ベンチ設置を行うにあたり、設置に必要な歩道幅員の条件等を満たす場所が少ない状況にあります。
- (3) 公園等のトイレのバリアフリー化や洋式化、老朽化した施設や遊具の更新については、国の補助金を有効活用しながら計画的な整備が求められます。
- (4) 「バス・電車無料の日」や「バス・電車100円ウィーク」では、当日の公共交通利用者数が大幅に増加しました。これにより、自動車交通量の減少や環境負荷の軽減、市域の賑わいなど多面的な効果が確認されました。一方で、特に路線バスにおいては、利用者の減少や慢性的な運転士不足により、路線の廃止や減便が相次いで

おり、公共交通を維持することが難しくなっている状況です。

【取組の方向性】

- (1) 昼夜問わず楽しめるまちを目指し、多様なニーズに対応できる広場等の公共空間や駐車場の在り方を検討します。
- (2) バリアフリー実施計画を策定し、具体的な施策をまとめていきます。引き続き、バス停等へのベンチ設置を検討するとともに、順次、新型超低床電車を導入し、バリアフリー化を進めます。
- (3) 地域と協働した公園の維持管理を進めるとともに、老朽化した施設や遊具を更新し、安全な公園づくりを推進します。
- (4) これまで取り組んできた事業から得られたデータを基に、本市の公共交通の利用特性に応じた利用促進策を官民連携で取り組むとともに、公共交通の維持、確保に向け、運行支援等を行います。

2 こども・子育てイベント等の開催

こども・若者や子育て世代の方が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 花畑広場等の屋外公共空間において、こどもが楽しめるイベントが数多く実施されました。また、花畑広場の利活用検討を目的として、高校生や大学生との協働や園外保育、くまもと広場ニスト育成スクールの実施などに取り組みました。
- (2) くまもと花博では、金峰山エリア、街なかエリア、水前寺江津湖公園エリアにて森のお仕事体験やツリークライミング、竹のブランコ、ワークショップなど、こどもや親子で楽しめるイベントを実施しました。また、立田山憩の森の適正管理による遊び場の提供や、民間団体による月1回程度の自然観察・体験教室等を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 休日に花畑広場で大規模なイベントが開催され多くの参加者が集まる一方、平日の利用が少ない状況にあります。
- (2) 親子向けの広報が不十分なイベントもあり、効果的な広報が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 花畑広場の利用を広げるために、小学生や中学生を協働相手に加え、こどもが楽しめる取組を検討していきます。また、広場等屋外公共空間の利活用促進を目的として、高校生や大学生との協働や園外保育、くまもと広場ニスト育成スクールなどの取組を継続していきます。

- (2) 今後もくまもと花博において、まち山エリア（雁回山、託麻三山）や街なかエリア、水辺エリア（水前寺江津湖公園内）にて、こどもを対象にした各種事業を実施していきます。また、こども向けの森林学習や木育事業を継続し、適正管理に努めながら遊び場や自然観察・体験教室の場を提供します。

3 こども・若者の居場所づくり

こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 【再掲】地域でこども食堂を行っている団体等に対して、こどもの未来応援基金等を活用した活動助成や結婚・子育て応援サイトによる広報支援等を行っています。
- (2) 【再掲】児童育成クラブについては、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるよう、児童育成クラブの管理運営・民間補助のほか、入会児童数の増加を踏まえ、支援員の人材確保や施設整備等に取り組んできました。
- (3) 外部有識者等からなる熊本市部活動改革検討委員会において、全10回の協議を経て、令和6年（2024年）3月に「新しい学校部活動の在り方について」の答申が提出されました。
- (4) こどもの居場所に関する実態を把握し、課題を整理するための調査研究を行いました。
- (5) 【再掲】令和5年（2023年）8月、家庭又は学校に居場所のないこどもへの安心できる居場所を1箇所設置しました。専門の支援員を配置した上で、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた包括的な支援を実施しています。
- (6) 【再掲】令和6年（2024年）10月から業務委託にて「熊本市若者・ヤングケアラー支援センター」を設置し、これまでの傾聴型の相談に加え、同行支援等の積極的なアウトリーチ型の相談支援に取り組んでいます。あわせて、ヤングケアラーに関する相談支援体制の整備、若者・ヤングケアラーの居場所づくりにも取り組んでいます。

【現状と課題】

- (1) 【再掲】こども食堂の開設数は増加しているものの、令和6年（2024年）9月末時点で、全92校区中32校区が未開設となっています。また、令和5年度（2023年度）に行ったこども食堂へのヒアリングでは支援の継続や拡充、地域の理解や協力、運営者同士の情報交換の場が求められています。
- (2) 【再掲】全クラブでの高学年受入れに向けて、対象クラブ数を着実に増やしている一方で、利用児童数の増加により一部のクラブで施設の狭隘さが課題となっています。

- (3) 学校部活動は、生涯にわたって豊かにスポーツ・文化芸術活動に関わる基盤となっていることや放課後等における生徒の居場所としての要素など、幅広い意義を有しています。しかし、少子化が進展する中、従来と同様の運営や教職員負担の大きい指導体制の継続が難しくなっています。
- (4) 家や学校以外の居場所を求めるこどもや若者のうち、20.2%の方が居場所を有していない状況にあります。特に、高校生以上になると、その割合が大幅に増える結果となり、こどもや若者の居場所の充実が求められています。
- (5) 【再掲】居場所における包括的な支援によって、こどもの心身の発達、保護者の養育負担の軽減など、課題の改善につながっています。
- (6) 【再掲】ヤングケアラー問題は、重大な権利侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族が自覚していない場合もあり、問題が顕在化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携を図りながら、早期発見・早期支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 【再掲】これまでの取組の充実を図りながら、全小学校区でのこども食堂開設を目指し、こども食堂のPRに取り組み、地域住民や地域団体の興味関心を高めるとともに、こども食堂設置者と新規開設希望者のネットワークづくりを促していきます。
- (2) 【再掲】安定したクラブ運営に向けた支援員の人材確保策の工夫や、放課後児童対策パッケージで示されている学校の余裕教室の有効活用、国補助事業の積極的な活用等による施設環境改善に取り組んでいきます。
- (3) 熊本市部活動改革検討委員会の答申を踏まえ、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る等の基本方針のもと、持続可能な運営体制を構築し、学校部活動を継続していきます。
- (4) 調査結果やこどもや若者、子育て当事者の意見等を踏まえ、こどもの居場所に関する情報発信や居場所づくりを行う団体等の支援を行います。また、若者が放課後や休日に集い、好きなことをして自由に過ごすことができる居場所の整備について検討します。
- (5) 【再掲】こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、こどもや家庭の課題に応じた支援計画を策定した上で、こどもの居場所における包括的な支援の拡充に取り組めます。
- (6) 【再掲】引き続き、若者・ヤングケアラー支援センターにおいて、若者やヤングケアラーの相談支援に取り組むとともに、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。

■ 検証指標

※ 検討中

施策5 こども・子育て視点での環境整備

基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備

1 こどもの命と
権利を守る

1 地域防犯対策

こどもを犯罪から守るため、地域の防犯力を高める取組を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 防犯団体の運営支援や青色回転灯車両による巡回、犯罪被害者支援を行っています。
- (2) 中心街や地域での街頭指導活動を実施するとともに、広報啓発活動を展開しています。
- (3) 学校と連携した出前講座や若者消費者110番の実施を通じて消費者被害の未然防止に努めています。
- (4) こどもを犯罪から守るため、登下校時の見守り活動や通学路の巡回、校区内の夜間巡回指導等を行っています。また、学校での授業を通して、性犯罪に巻き込まれないための「生命の安全教育」を推進しています。
- (5) 交際相手からの暴力（デートDV）や、こどもの見ている前での夫婦間暴力（面前DV）を含むDV被害者からの相談対応や支援を行っています。

【現状と課題】

- (1) 刑法犯認知件数は低いものの、街頭犯罪の認知件数が増加しているため、防犯団体と連携して街頭犯罪の抑止に努める必要があります。
- (2) 街頭指導での青少年への声かけが増加している一方で、こどもや若者の意見や考えが反映できるような取組や、こどもや若者が安心して過ごすことができる居場所がないことが課題です。
- (3) 若者消費者110番の利用率が少なく若者への周知が必要です。
- (4) こどもに危険予測・回避能力を身に付けるための安全教育の推進を努めているが、「生命（いのち）の安全教育」を実践している学校を更に増やす必要があります。
- (5) デートDV等の暴力は、若年層で問題となっており、対応していく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 防犯意識向上のための情報提供や地域防犯活動の支援を推進します。また、非行少年等の社会復帰支援として、就労や住宅確保、教育・相談支援を行い、更生保護の担い手である保護司等の人材確保を促進します。
- (2) 街頭指導活動に加え、企業や関係機関、若者の団体等と連携しながら、書店やカフェ等を会場とした対話型のイベントなどを企画していきます。
- (3) 学校のニーズに合わせた出前講座を実施し、消費者教育を推進します。大学や専門学校にチラシやポスターを配布し、消費者相談事業の周知を図ります。

- (4) こどもを犯罪から守るため、引き続き、登下校時の見守り活動や巡回、「生命の安全教育」の推進等に取り組みます。また、こども性暴力防止法の施行に向けて、こどもに対する性暴力防止対策（日本版D B S）に必要な措置を講じていきます。
- (5) 若年層に対するデートDVの予防啓発に努め、あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図っていくほか、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談・支援体制の充実を図ります。

2 防災教育

災害からこどもを守るため、防災意識を高める取組を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 令和4年（2022年）10月に施行された「熊本市防災基本条例」の理念のもと、「熊本地震の日」にこどもから大人まで防災を学ぶイベントを開催し、地震の記憶・教訓の風化防止に取り組むとともに、防災センターでの啓発や幼稚園・保育園・小学校等の支援、地域防災イベントの実施を通じて防災意識を高めています。

【現状と課題】

- (1) 市民アンケートにおいて、約6割の市民が熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっていると回答していることから、熊本地震の記憶や教訓等を伝承し、若者をはじめとした市民の防災意識の向上を図っていく必要があります。防災センターの来館者数減少に伴い、こどもに対して防火防災教育を行う機会が減少している状況にあります。

【取組の方向性】

- (1) 今後も「熊本地震の日」を契機に、熊本地震の記憶や記録、教訓等を次の世代に伝承することを目的として、体験型の防災啓発イベント等を開催するとともに、各種媒体等（新聞・SNS等）で広報し、市民の防災意識の向上を図っていきます。防災センターの来館者数を増加させるとともに、体験型及びICTを活用した防火防災学習を拡充し、こどもたちの防火防災意識を向上させます。親子で参加できる救命講習を実施し、消防に関する広報活動を続けます。

3 交通安全対策

交通事故からこどもを守るため、交通安全教育を実施するとともに交差点や歩道等の整備を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 幼稚園から高校までの交通安全教室を開催するとともに街頭での交通指導を行い、こどもの交通事故防止に努めています。
- (2) 熊本県及び熊本市の自転車条例では、「保護者等の責務」として、保護する者に対して、技能や知識を習得させる努力義務規定を設けています。
- (3) 交差点改良や歩道整備、通学路点検での安全対策を行い、こどもや家族が安心して暮らせる環境を整備しています。

【現状と課題】

- (1) 交通安全教室の学校からの開催希望が集中することで、計画的な開催が困難となっており、効率的な開催が必要です。また、交通指導員が高齢化と担い手不足が課題となっています。
- (2) 大人が自転車に関するルールを理解できていないことから、こどもに正しい運転の仕方が伝わっていないことが想像されます。
- (3) 熊本市内での自転車関連事故は増加傾向にあり、特に中高生の死傷者数が多くなっています。また、交通安全施設整備に関する要望も増加しており、計画的な整備が求められています。

【取組の方向性】

- (1) 交通安全教室の開催時期の調整や予約方法の見直しを図ります。また、交通指導員の活動の周知や魅力発信などの広報を行うなど、指導員の確保に努めます。
- (2) 保護者の責務として、こどもに対し日常の中で交通ルールを教える知識や技能を持てるよう、学校、行政、警察が連携して交通安全教育を推進します。
- (3) 道路の安全性向上のため交通安全施設の整備を進めます。

4 感染症対策

感染症からこどもを守るため、防災意識を高める取組を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 市ホームページとX（旧：Twitter）にて感染症患者の発生状況や予防法を周知しています。また、青少年を含めた幅広い世代に対して、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、保健所における検査の実施や相談体制の整備を行いました。

【現状と課題】

- (1) 乳幼児を中心に流行する感染症や性感染症（特に梅毒）への注意喚起が必要です。

【取組の方向性】

こども計画素案 イメージ

- (1) 結婚・子育て応援サイトに感染症情報を提供し、若者への啓発を強化します。令和4年度（2022年度）からの積極的接種勧奨を継続し、学校やSNSを通じて広報活動を行います。

5 医療提供体制の充実

こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 小児医療においては、休日夜間急患センターで24時間365日の診療体制を確保し、熊本県子ども医療電話相談（＃8000）を整備しています。
- (2) がん相談ホットライン、働き&子育て世代のためのがんサロン（毎月第3土曜日）を実施しました。また、令和6年度（2024年度）から熊本市アピアランスケア推進事業（こどもを含むがん患者へのウィッグ等の購入費助成）を開始しました。
- (3) 総合周産期母子医療センターでは、緊急を要する母体や新生児を受け入れ、障がいのある児や小児慢性特定疾患の児を専門科で受け入れています。

【現状と課題】

- (1) 初期救急医療体制を担う医師の高齢化や医師の働き方改革等により、医師の確保や体制維持が困難になってきており、現状の診療体制の維持・確保への対策が必要です。
- (2) がん患者支援として、AYA世代（15～39歳）やこどもの保護者への丁寧な情報発信が必要です。
- (3) 市民病院では、県内外を問わず超低出生体重児、心疾患等の他科合併症を有する児、救急救命管理を要する異常妊娠・分娩・合併症妊娠の母体を受け入れ、母体と幼い命を守る広域の拠点としての役割を担っている。

【取組の方向性】

- (1) 県や医療機関、医師会と連携して小児救急診療の体制維持を図ります。
- (2) がん診療連携拠点病院などと情報共有してAYA世代やこどもの保護者への情報提供を充実させます。
- (3) 市民病院では、地域の基幹病院として、県内外から患者を受け入れ、圏域全体の医療提供体制の確保に努めます。

■検証指標

※検討中

《 ライフステージ別の主な施策 》

(1) こども・若者向け施策

■ ライフステージを通した支援

社会全体でこどもや若者を権利の主体として認識し、活躍できる機会づくりや切れ目のない保健・医療・福祉の提供、貧困対策や社会的擁護の推進を図ります。

ア こどもの悩みへの対応

- ・ 学校・家庭・地域社会など、様々な場面におけるこどもの悩みへの相談を受け、解決を図ります。

イ いのちを大切にする教育

- ・ 妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、いのちを大切にする教育に取り組みます。

ウ こどもの権利の広報・啓発

- ・ こどもの権利に関する教育・啓発に取り組みます。

エ こどもの意見表明

- ・ こどもや子育て当事者等の意見を市政へ反映していきます。

オ 児童虐待防止対策の強化

- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見及びこどもや家庭への適切な支援のため、より専門性の高い相談支援体制を構築します。

カ ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーの相談支援体制の整備、居場所づくりに取り組みます。

キ 社会的養護を必要とするこども・若者支援

- ・ 家庭での養育が困難なこどもに対する家庭的な養育環境の整備を図ります。

ク 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実

- ・ 障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。
- ・ 医療的ケア児及びその家族が、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて、日常生活において必要な支援を受けられるよう相談体制や療育環境の整備を行います。

ケ 課題を抱えるこどもの孤立防止

- ・ 課題を抱えるこどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組みます。

コ 在住外国人のこどもの支援

- ・ 在住外国人のこども・若者に対して、日本語指導や生活相談等、個々の状況に応じた支援に取り組みます。

サ 安全・安心で快適な環境整備

- ・ こども・若者や子育て世代の方が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。

シ こども・子育てイベント等の開催

- ・ こども・若者や子育て世代の方が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組みます。

ス 地域防犯対策

- ・ こどもを犯罪から守るため、地域の防犯力を高める取組を推進します。

セ 防災教育・感染症対策

- ・ 災害や感染症からこどもを守るため、防災意識を高める取組を推進します。

ソ 交通安全対策

- ・ 交通事故からこどもを守るため、交通安全教育を実施するとともに交差点や歩道等の整備を行います。

タ 医療提供体制の確保

- ・ こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。

■乳幼児期（～就学前）

親をはじめとする周囲の人との愛着形成を図り、他者との関わりや基本的な生きる力を身につけることができる環境を整えます。

ア 保育サービスの充実

- ・ 保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。

イ 子育て支援拠点における子育て支援

- ・ 子育て支援センター等を拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て

こども計画素案 イメージ

て世帯の不安解消を図ります。

ウ こども・若者の居場所づくり

- ・ こども・若者の健やかな成長に必要な居場所の充実に取り組みます。

■学童期（小学生）

安全・安心が確保された場所で、様々な遊びや学び、体験を通じて生き抜く力を身につけ、自己肯定感を高めることができる環境を整えます。

ア 児童育成クラブ運営の充実

- ・ 児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。

イ 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援

- ・ それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。

ウ こどもの学力向上と生きる力を育む支援

- ・ 学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。

エ 質の高い教育の推進

- ・ こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。

オ 特別支援教育の推進

- ・ こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進に取り組みます。

カ いじめや不登校の未然防止

- ・ こどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

キ 多様な学びや体験機会の提供

- ・ こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。

ク こどもの居場所づくり

- ・ こども・若者の健やかな成長に必要な居場所の充実に取り組みます。

■思春期（中学生～概ね18歳）

こども計画素案 イメージ

安全・安心が確保された場所で、様々な学びや体験を通じて自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支援します。

ア 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援

- ・それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。

イ こどもの学力向上と生きる力を育む支援

- ・学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。

ウ 質の高い教育の推進

- ・こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。

エ 特別支援教育の推進

- ・こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進に取り組みます。

オ いじめや不登校の未然防止

- ・こどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

カ 多様な学びや体験機会の提供

- ・こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。

キ こどもの居場所づくり

- ・こども・若者の健やかな成長に必要な居場所の充実に取り組みます。

■青年期（概ね18歳～概ね30歳未満 ※40歳未満含む場合あり）

自分自身を理解し受け入れ、職業や進学、結婚などのライフイベントにかかる選択を行うことができ、その決定が尊重されるよう支援します。

ア 結婚を希望する人への支援

- ・結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。

イ 高度な技術等を有した人材のマッチング

- ・高度な技術や知識を持つ人材がその能力を活かし、活躍できるよう、人材のマッチン

こども計画素案 イメージ

グを進めます

ウ 人材の地元定着促進

- ・ 若い世代をはじめとした人材の地元への定着及びU・I・J ターン等の人材確保策の強化に取り組めます。

エ 移住促進

- ・ 移住希望者等の多様なニーズを踏まえつつ、本市の魅力を発信するとともに、移住促進のための支援施策の充実に取り組めます。

オ こどもの居場所づくり

- ・ こども・若者の健やかな成長に必要な居場所の充実に取り組めます。

カ 若者に対する経済的負担の軽減（子育て世代への経済的負担の軽減）

- ・ 高等教育費の負担軽減等の若者に対する経済的支援の充実に取り組めます。

(2) 子育て当事者向け施策

■ライフステージを通じた支援

子育てや教育に関する心身や経済的負担の軽減をはかり、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるように支援するとともに、共働き・共育を推進します。

ア こどもの権利の広報・啓発

- ・ こどもの権利に関する教育・啓発に取り組めます。

イ 子育て当事者の意見反映（こどもの意見表明）

- ・ こどもや子育て当事者等の意見を市政へ反映していきます。

ウ 結婚を希望する人への支援

- ・ 結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。

エ 仕事と家庭の両立支援

- ・ 男女を問わず、子育てと仕事が無理なく両立できる職場環境等の整備を促進します。

オ 子育て世代への経済的負担の軽減

- ・ 児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。

カ ひとり親家庭への経済的支援

こども計画素案 イメージ

- 1 ・ ひとり親家庭への経済的支援などの充実を図ります。
- 2 キ ひとり親家庭への就業等支援
- 3 ・ ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援などの充実を図るとともに、関係機関
- 4 と連携し、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。

- 5
- 6 ク 支援が必要な家庭を支える体制づくり
- 7 ・ 生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備する
- 8 とともに地域や関係機関との連携強化を図ります。

- 9
- 10 ケ 多様な働き方ができる労働環境の整備
- 11 ・ 女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子育て・介護中の人など多様な人材の活躍
- 12 促進に向けて、多様な働き方を選択できる労働環境の整備の支援及びマッチング支援
- 13 に取り組みます。

- 14
- 15 コ 安全・安心で快適な環境整備
- 16 ・ こども・若者や子育て世代の方が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための
- 17 道路や公園などの公共空間の整備を行います。

- 18
- 19 サ こども・子育てイベント等の開催
- 20 ・ こども・若者や子育て世代の方が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組み
- 21 ます。

■妊娠・出産期

22

23 出産に伴う経済的負担の軽減をはかるとともに、社会的に孤立することなく、安心して

24 妊娠・出産を迎え、産後も適切なケアを受けることができるよう支援します。

- 25
- 26
- 27 ア 妊娠・不妊治療等に関する支援
- 28 ・ こどもが欲しいと思う人の願いが叶うよう、妊娠や不妊治療等の相談・支援を行いま
- 29 す。

- 30
- 31 イ 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援
- 32 ・ 母子保健相談・指導事業や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から
- 33 子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- 34
- 35 ウ 医療提供体制の確保
- 36 ・ こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。

■乳幼児期（～就学前）

37

38 子育てに伴う経済的負担の軽減をはかるとともに、保育サービスの充実や育児相談等

39

こども計画素案 イメージ

1 による不安の解消、交流機会の提供等に取り組みます。

2 ア 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援

- 3 ・ 母子保健相談・指導事業や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から
4 子育てまで切れ目のない支援を進めます。

6 イ 待機児童の解消、保留児童対策

- 7 ・ 待機児童の解消や保留児童の問題への対応に向け、保育の量の拡充とともに、その質
8 を支える保育士の確保と処遇の改善を図ります

10 ウ 保育サービスの充実

- 11 ・ 保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。

13 エ 子育て支援拠点における子育て支援

- 14 ・ 子育て支援センター等を拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育
15 て世帯の不安解消を図ります。

17 ■学童期（小学生）

18 子育てに伴う経済的負担の軽減や発達、就学、いじめ、不登校など教育に関する相談に
19 応じるとともに、こどもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりに取り組みます。

21 ア 児童育成クラブ運営の充実

- 22 ・ 児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。

24 ■思春期（中学生～概ね18歳）

25 子育てや進学に伴う経済的負担の軽減や学習、進路、いじめ、不登校など教育に関する
26 相談に応じます。

28 ■青年期（概ね18歳～概ね30歳未満 ※40歳未満含む場合あり）

29 大学等への進学に伴う経済的負担の軽減を図ります。

■ 資料編

《資料》 前計画の振り返り

1 前計画期間の主な取組

■令和2年度（2020年度）

- ・ 放課後学習教室開催：教員退職者による中学校空き教室を利用した学習支援
- ・ 病児・病後児保育事業：病児・病後児保育の対象を小学校6年生まで拡大
- ・ こども食堂活動助成：基金を活用したこども食堂の開設・拡充及び運営の助成

■令和3年度（2021年度）

- ・ 児童家庭支援センター運営：地域の児童福祉に関する専門相談対応・助言指導等
- ・ 産後ケア：産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対する心身のケア等
- ・ 里親養育包括支援：里親養育を推進するための包括支援

■令和4年度（2022年度）

- ・ 多子・多胎世帯子育て支援：多子・多胎世帯への子育て支援サービスの利用促進
- ・ 妊婦健康診査費用助成：出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用助成
- ・ 医療的ケア児保育支援：医療的ケア児在籍の保育園等への専任看護師等の配置

■令和5年度（2023年度）

- ・ こども局創設
- ・ こどもの権利サポートセンター開設：こどもの権利侵害に関するあらゆる相談通報対応
- ・ こどもの権利擁護推進：児童養護施設等のこどもの権利擁護意見表明支援員の確保等
- ・ 妊娠内密相談センター開設：予期せぬ妊娠で悩む方等に対する専門職による支援等
- ・ 子育て関連施設の環境整備：子育て支援センター等への玩具・本・教材の整備
- ・ こども医療費助成制度の拡充：対象年齢の高校3年生相当までの拡充、調剤負担無料
- ・ ようこそ赤ちゃんプロジェクト：妊娠届出時、出産後の面談後にそれぞれ5万円支給

■令和6年度（2024年度）

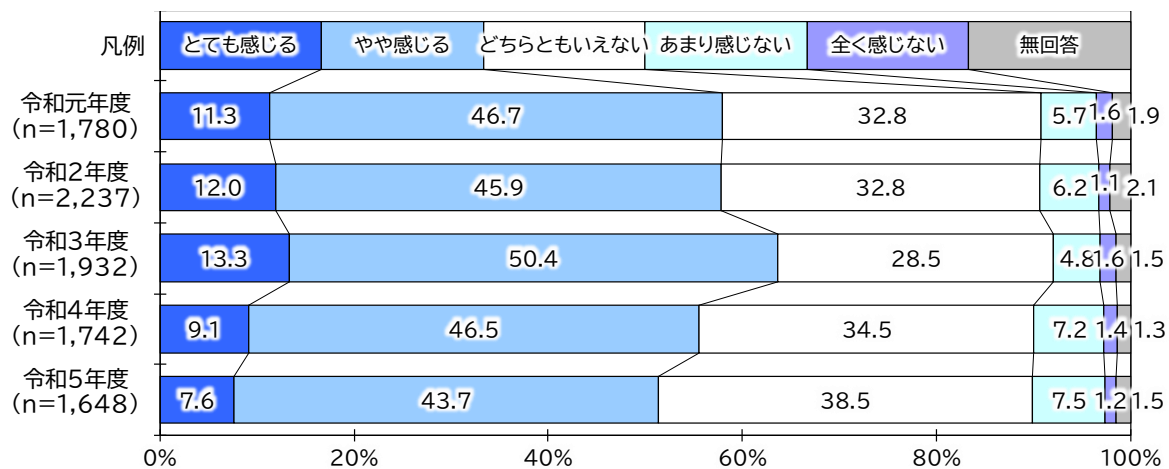
- ・ 各区こども家庭センター開設：全てのこどもと家庭、妊産婦に対する包括的な支援
- ・ 若者・ヤングケアラー支援センター開設：若者やヤングケアラーに対する相談支援
- ・ 結婚支援センター開設：結婚を希望する全ての方に出会いの機会を提供
- ・ 児童手当の拡充：支給対象を高校生まで拡充。第3子の支給額増額。所得制限撤廃
- ・ 子育て応援アプリ導入：健診や予防接種等の子育て支援情報のプッシュ型発信
- ・ 子育て関連施設の環境整備：保育園・児童養護施設等への玩具・本・教材の整備
- ・ 児童養護施設等体制強化：児童養護施設等における補助業務従事者の雇用に係る支援

2 前計画の検証結果

(1) 子ども輝き未来プラン2020

全体指標のこどもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合については、令和5年度（2023年度）は51.3%と平成30年度（2018年度）の基準値を下回っていることからD判定としています。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
こどもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合(%)	60.3	51.3	65	D



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書

■基本目標Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を支える支援

- ・ 令和5年度（2023年度）の里親等委託率は24.1%と平成30年の基準値から13.33%増となっており、令和4年度（2022年度）に比べ伸び率も上がり順調に推移していることから、B判定としています。
- ・ 令和5年度（2023年度）のこども食堂を支援する企業・団体・個人数は、延11,345件と、目標値100件を大幅に上回っておりA判定としています。
- ・ 令和5年度（2023年度）の生活保護を受給している中学3年生の高校進学率は、93.8%と、平成30年度（2018年度）の基準値を下回っていることから、D判定としています。
 - スクールソーシャルワーカーや引きこもり支援センター等関係機関との連携を強化し、不登校のこどもによりきめ細かに支援していくこと、また、中学校入学後のできるだけ早い段階から進学に向けた意識付けを親も含めて行うとともに、積極的に学習支援事業へつなぐなど、学力の向上もフォローしていく必要があります。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
里親等委託率(%)	10.77	24.1	26.9	B
こども食堂を支援する企業・団体・個人数 (数)	若干数	11,345	100	A
生活保護を受給している中学3年生の高 校進学率(%)	94.7	93.8	99.2	D
朝食を毎日食べるこどもの割合(%)	97.3	96.7	100	D

■基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- ・ 待機児童数については、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで5年連続0を達成しており、達成度はA判定となっています。しかし、特定園を希望していることなどによる保留児童が令和6年(2024年)4月1日時点で、422人となっています。
 - 認定こども園への移行や定員転換などによる受け皿の確保を行うとともに、保育所入所一次選考受付開始時期の前倒しによる、よりきめ細やかな入所斡旋の実施等の対応を進めていく必要があります。
- ・ 児童育成クラブの面積要件を満たさない施設数の達成度については、令和5年度(2023年度)は12となっており、実績値が基準値28よりも目標値0に近いことからB判定としています。
 - 入会要件を満たす全ての児童の受入れを継続しつつ、クラブ内の十分なスペースの確保を図るため、引き続き、新規施設の建上げや学校施設の活用等による施設環境の改善に取り組んでいく必要があります。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
待機児童数(人)	6	0	0	A
児童育成クラブの面積要件を満たさない 施設数(数)	28	12	0	B

■基本目標Ⅲ 子育てしやすい地域社会の構築

- ・ 出生数については、令和4年度(2022年度)が5,792人と平成30年度の基準値を下回っていることから、D判定としています。
- ・ 地域子育て支援拠点施設利用者数の達成度については、令和5年度(2023年度)は91,128人と平成30年度の基準値を下回っていることからD判定としています。
- ・ また、子育て支援ネットワーク会議開催数については、令和5年度(2023年度)は167回とこちらも平成30年度(2018年度)の基準値を下回っていることから、D判定としています。
 - 親子や児童が安心して集い、多くの方に拠点施設をご利用いただけるよう、周知活動を展開するとともに、校区ごとの子育て支援ネットワーク活動の支援を行っ

こども計画素案 イメージ

ていく必要があります。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
出生数(人)	6,824	5,792 (R4年度)	7,000	D
「熊本市 結婚・子育て応援サイト」のアクセス数(万件)	326	1,820	340	A
地域での子育て支援活動に参加した市民の割合(%)	12.3	8.4	25	D
地域子育て支援拠点施設利用者数(人)	117,602	91,128	130,000	D
子育て支援ネットワーク会議開催数(回)	278	167	300	D
オレンジリボンサポーター養成講習会参加者数(人)	6,346	9,564	9,500	A

(2) 子ども・子育て支援事業計画（第二期）

■教育

- ・ 市内全域で需要量①＜供給量②となりました。

年度		R2	R3	R4	R5実績値	R6実績値	R6計画値
①	純ニーズ量	6,537	6,482	5,911	5,407	4,870	4,751
②	確保の状況	9,526	9,154	8,585	7,374	7,049	8,255
②－①	供給過不足	2,989	2,672	2,674	1,967	2,179	3,504

■保育

- ・ 市内全域で2号・3号の総数が需要量①＜供給②となりましたが、1・2歳で供給不足が発生しています。
 - 既存幼稚園からの認定こども園への移行を促すとともに、既存施設の定員転換（2号から3号へ定員の割り振りを変える）を勧奨していく必要があります。

こども計画素案 イメージ

年度			R2	R3	R4	R5実績値	R6実績値	R6計画値
①	純ニーズ量	2号	12,380	12,356	12,327	12,066	12,023	11,950
		3号	0歳	1,504	1,450	1,502	1,336	1,526
		号	1・2歳	8,435	8,105	7,885	8,013	8,063
		計	22,319	21,911	21,714	21,415	21,431	21,539
②	確保の状況	2号	12,504	12,826	13,068	13,279	13,213	12,997
		3号	0歳	2,485	2,652	2,655	2,658	2,653
		号	1・2歳	7,584	7,529	7,609	7,592	7,605
		計	22,573	23,007	23,332	23,529	23,382	23,255
②-①	供給過不足	2号	124	470	741	1,213	1,190	1,047
		3号	0歳	981	1,202	1,153	1,322	1,127
		号	1・2歳	▲ 851	▲ 576	▲ 276	▲ 421	▲ 458
		計	254	1,096	1,618	2,114	1,951	1,716

■放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

- ・ 入会児童の増加のため、施設整備や学校施設の活用等により施設環境の改善を進めていますが、十分な解消には繋がっていません。
 - 引き続き、施設整備と合わせ、学校との連携を強化しながら、学校の余裕教室の徹底活用や放課後等における学校施設の一時的な利用の促進に取り組む必要があります。また、高学年受入れについては、施設の狭隘さ解消のため施設整備を進めていく必要があります。

<低学年>

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
①量の見込み(人)	-	6,622	6,732	6,862	6,898	6,957
②確保の内容(人)	-	6,622	6,732	6,862	6,898	6,957
②-①	-	0	0	0	0	0
③実績(人)	6,222	6,012	6,030	6,073	6,436	-
①-③	-	610	702	789	462	-
②-③	-	610	702	789	462	-

<高学年>

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
①当初の量の見込み(人)	-	125	222	393	546	553
②確保の内容(人)	-	1,251	1,272	1,296	1,303	1,314
③実績	81	88	122	177	325	-
①-③	-	37	100	216	221	-
②-③	-	1,163	1,150	1,119	978	-

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限を行った影響があるものの、令和

こども計画素案 イメージ

- 4年度（2022年度）と比較して約1.4倍の利用者数増加となりました。
- 今後も、子育て支援センターのほか、児童館やこども文化会館、子育てひろばなど市内の子育て支援施設と連携し、SNS等を活用した広報を図り、引き続き利用促進に努めていく必要があります。

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
①量の見込み(人・月)	-	16,816	16,710	16,635	11,045	11,045
②確保の内容(人・月)	-	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
③実績(人・月)(カ所数)	8,977(22)	3,369(22)	2,213(21)	5,031(22)	7,594(22)	-
①-③	-	13,447	14,497	11,604	3,451	-
②-③	-	29,631	30,787	27,969	25,406	-

(3) 子ども未来応援アクションプラン

全体指標の将来の夢や希望を持っている小学生・中学生の割合は、令和5年度（2023年度）は、小学生は令和4年度（2022年度）よりも1.2ポイント増、中学生は令和4年度（2022年度）より0.7ポイント減となっており、目標値を達成できていません。

将来の夢や目標を持っている （「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒の割合）		基準年	実績					目標
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	小学生	84.4%	84.5%	-	80.3%	79.8%	80.8%	86.9%
	中学生	72.4%	69.9%	-	68.6%	67.4%	65.9%	75.1%

出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」

■基本目標1 子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援

- 放課後学習教室の開催箇所数については、令和5年度（2023年度）は令和4年度（2022年度）から3校（4増：西原、託麻、城南、花陵中、1減：天明中）増加し、計10校で実施しました。
- 今後も教育委員会や各中学校と連携を図り実施校の増加に取り組んでいく必要があります。

内容	基準年	実績					目標
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
放課後学習教室等の開催箇所数	0箇所	2箇所	2箇所	3箇所	7箇所	10箇所	10箇所

■基本目標2 子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境を支援

こども計画素案 イメージ

- 令和5年度（2023年度）のこども食堂を支援する企業・団体・個人数は、延11,345件と、目標値100件を大幅に上回っています。

内容	基準年	実績					目標
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
こども食堂やフードバンク等を支援する企業・団体・個人の数	若干数	76	660	3,192	7,555	11,345	100

■基本目標3 子育て家庭の自立に向けた支援

- 母子・父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に結び付いた者の割合については、令和5年度（2023年度）は令和4年度（2022年度）の77.4%から13.6ポイント減の、63.8%となっています。
 - 制度の周知に努めるとともに、相談件数だけではなく就職率の向上も図る必要があります。

内容	基準年	実績					目標
	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
母子・父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に結び付いた者の割合(%)	75.2	71.4	67.5	76.9	77.4	63.8	79.0

■基本目標4 支援が必要な家庭を支える体制づくり

- スクールソーシャルワーカーが支援する児童生徒の状況の改善率については、ここ数年は前年度を上回る結果となっていますが、学校がSSWを積極的に活用することで、支援するケース数が増加しており、それぞれのケースで支援する課題も増加しています。
 - 今後も学校や家庭、関係機関と連携を強化し、課題や環境の改善に取り組んでいく必要があります。

内容	基準年	実績					目標
	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
スクールソーシャルワーカーが支援する児童生徒の状況の改善率(%)	53.4	47.1	51.8	33.0	46.8	暫定値 51.0	60.0